

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに(公正な市場を求めて) | 1 |
| 監視委員会の活動状況 | |
| 第1章 組 織 | 7 |
| 第1 監視委員会 | 7 |
| 第2 地方の事務処理組織 | 8 |
| 第2章 犯則事件の調査・告発 | 10 |
| 第1 概説 | 10 |
| 第2 犯則事件の調査・告発実績 | 11 |
| 第3章 課徴金調査 | 23 |
| 概説 | 23 |
| 第4章 検 査 | 26 |
| 第1 概説 | 26 |
| 第2 検査基本方針及び検査基本計画 | 28 |
| 第3 金融庁長官の行う証券会社等検査との連携 | 35 |
| 第4 検査実績 | 35 |
| 第5 検査結果の概要 | 39 |
| 第6 平成17事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 ... | 47 |
| 第5章 勧 告 | 57 |
| 第1 概説 | 57 |
| 第2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置 | 58 |
| 第6章 建 議 | 73 |
| 第1 概説 | 73 |
| 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置 | 73 |
| 第7章 取引審査 | 74 |
| 第1 概説 | 74 |
| 第2 取引審査実績 | 75 |

| | |
|--|-----|
| 第 8 章 一般からの情報の受付 | 82 |
| 第 1 概説 | 82 |
| 第 2 情報の受付状況 | 83 |
| 第 9 章 監視活動・機能強化への取組み等 | 87 |
| 第 1 市場監視体制の充実・強化 | 87 |
| 第 2 新たな監視機能について | 89 |
| 第 3 投資家への情報提供等の取組み | 92 |
| 第 4 関係当局との連携 | 95 |
| おわりに(個人投資家の皆様へ) | 101 |
| 【附属資料編】 | |
| 1 監視委員会の組織・事務概要 | 108 |
| 1 - 1 組織及び事務概要 | |
| 1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図 | |
| 1 - 3 監視委員会と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図 | |
| 1 - 4 機構図 | |
| 1 - 5 組織・事務に係る法令の概要 | |
| 1 - 6 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図 | |
| 2 監視委員会の活動実績 | 140 |
| 2 - 1 告発実施状況 | |
| 2 - 2 検査実施状況 | |
| 2 - 3 勧告実施状況 | |
| 2 - 4 建議実施状況 | |
| 2 - 5 取引審査実施状況 | |
| 3 自主規制機関の活動実績 | 186 |
| 3 - 1 日本証券業協会の活動状況 | |
| 3 - 2 証券取引所の活動状況 | |
| 3 - 3 金融先物取引業協会の活動状況 | |
| 3 - 4 東京金融先物取引所の活動状況 | |
| 基本的な考え方 - 新体制の発足にあたって -(平成16年7月20日)... | 191 |
| ○証券検査に関する基本指針(平成17年7月14日公表) | 193 |

附属資料

凡 例

| | |
|-------------|--|
| 証 取 法 | 証券取引法（昭和23年法律第25号） |
| 外 証 法 | 外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号） |
| 金 先 法 | 金融先物取引法（昭和63年法律第77号） |
| 本 人 確 認 法 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号。平成16年法律第164号により「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」を改題） |
| 設 置 法 | 金融庁設置法（平成10年法律第130号。平成11年法律第102号により「金融再生委員会設置法」を改題） |
| 証 取 法 施 行 令 | 証券取引法施行令（昭和40年政令第321号） |
| 外 証 法 施 行 令 | 外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号） |
| 金 先 法 施 行 令 | 金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号） |
| 行 為 規 制 府 令 | 証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号。平成10年総理府令・大蔵省令第33号により「証券会社の健全性の準則等に関する省令」を改題） |
| 外 証 法 府 令 | 外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号） |

附 属 資 料

| | | |
|-------|---|-----|
| 1 | 監視委員会の組織・事務概要..... | 108 |
| 1 - 1 | 組織及び事務概要..... | 108 |
| 1 - 2 | 証券取引等の監視体制の概念図..... | 113 |
| 1 - 3 | 監視委員会と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図..... | 114 |
| 1 - 4 | 機構図..... | 117 |
| 1 - 5 | 組織・事務に係る法令の概要..... | 119 |
| 1 - 6 | 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図..... | 139 |
| 2 | 監視委員会の活動実績..... | 140 |
| 2 - 1 | 告発実施状況..... | 140 |
| 2 - 2 | 検査実施状況..... | 158 |
| 2 - 3 | 勧告実施状況..... | 167 |
| 2 - 4 | 建議実施状況..... | 183 |
| 2 - 5 | 取引審査実施状況..... | 185 |
| 3 | 自主規制機関の活動実績..... | 186 |
| 3 - 1 | 日本証券業協会の活動状況..... | 186 |
| 3 - 2 | 証券取引所の活動状況..... | 188 |
| 3 - 3 | 金融先物取引業協会の活動状況..... | 190 |
| 3 - 4 | 東京金融先物取引所の活動状況..... | 190 |
| | 基本的な考え方 - 新体制の発足にあたって -(平成16年7月20日)... | 191 |
| | 証券検査に関する基本指針(平成17年7月14日公表)..... | 193 |

1 監視委員会の組織・事務概要

1 - 1 組織及び事務概要

監視委員会設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、監視委員会が発足した。

金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、監視委員会は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

事務概要

監視のための4つの事務

監視委員会が行う監視事務は、取引審査、検査、課徴金調査及び犯則事件の調査の4つに分かれる。

イ 取引審査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の6）に基づいて、

証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所及び金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

□ 検査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の6）に基づき、証券取引等の公正の確保に係るルールの遵守状況を監視するため、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所及び金融先物取引業者等に対して検査を行う。

また、本人確認法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（本人確認法第13条第4項）に基づき、証券会社等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況を点検するため、証券会社、登録金融機関及び金融先物取引業者に対して検査を行う。

八 課徴金調査

証取法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された報告・資料の徴取権限に基づいて、相場操縦、内部者取引及び風説の流布などの違反行為に対する課徴金調査を行う。

（注）17年7月以降、有価証券報告書等の検査権限等が監視委員会に委任されており、それに伴い重要な事項に虚偽記載のある有価証券届出書等（発行開示）の提出についての課徴金調査及び有価証券報告書の提出者等に対する検査も監視委員会が行うことになる。

二 犯則事件の調査

証取法、外証法、金先法又は本人確認法に基づき、犯則事件

を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる（証取法第210条）。

証取法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

勧告及び建議の権限

監視委員会には、金融庁設置法に基づき、金融庁長官等に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限及び必要な施策について建議する権限等が与えられている。

イ 勧告

監視委員会は、検査、課徴金調査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分等や課徴金納付命令の発出について、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ 建議

監視委員会は、検査、課徴金調査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確

保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

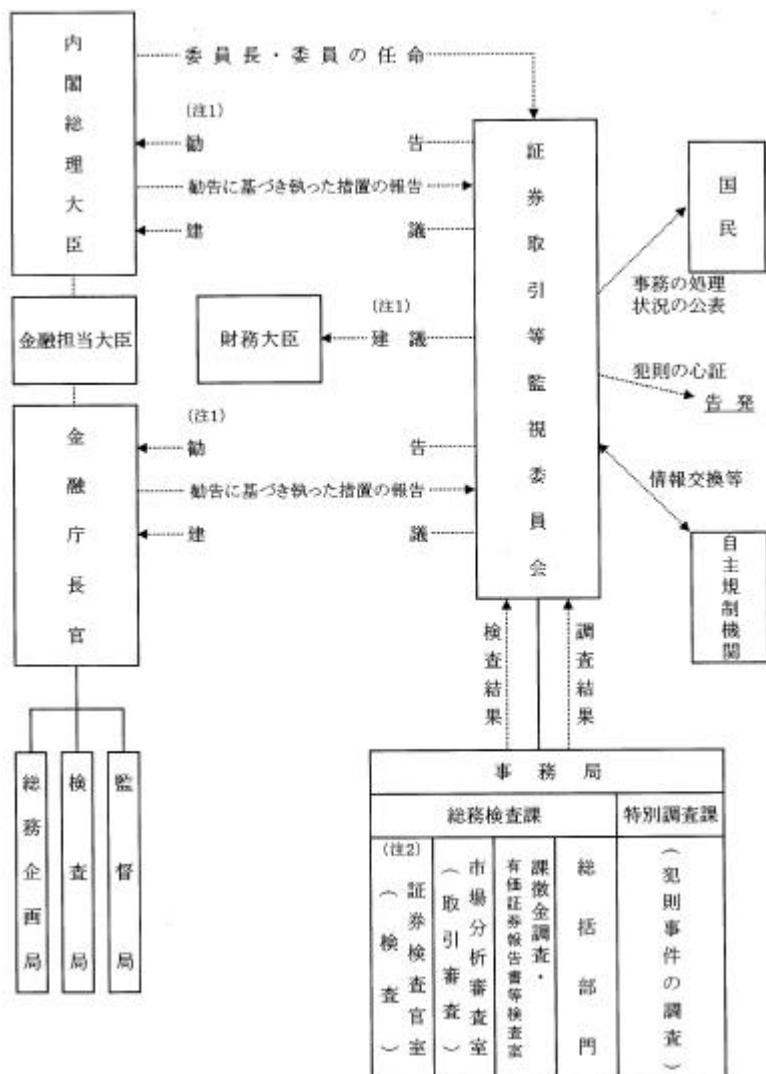
告発

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

事務の処理状況の公表

監視委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図

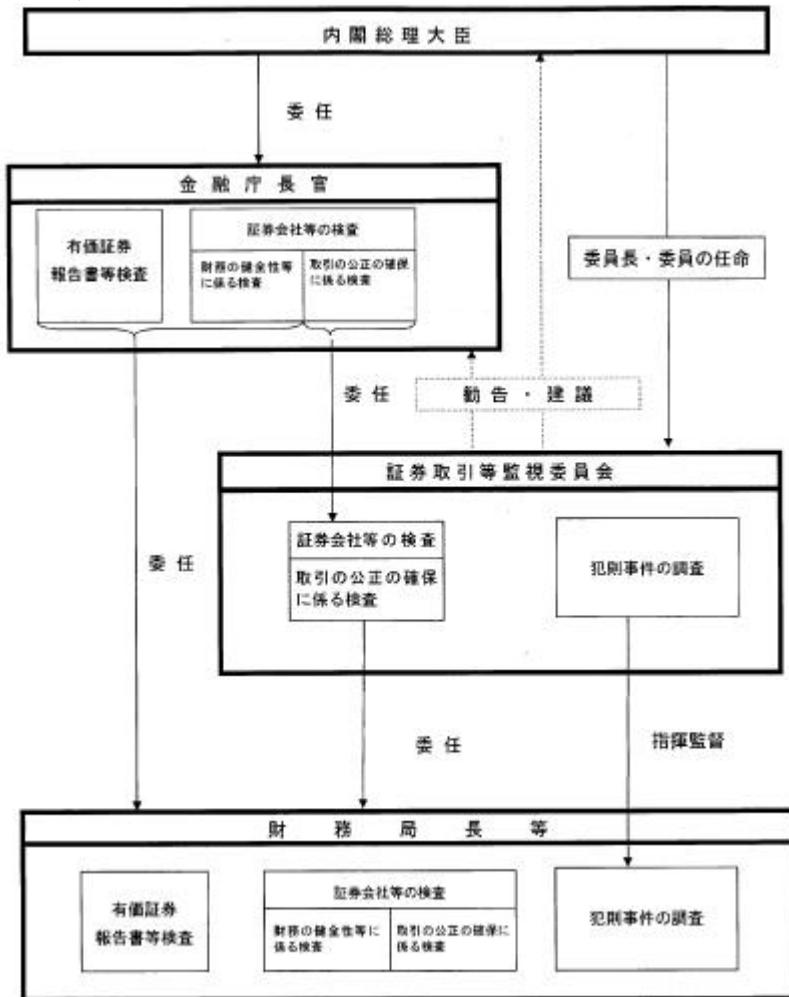


(注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)

(注2) 証券検査官室は、平成17年7月に証券取引検査官室から名称変更

1 - 3 監視委員会と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

(～17.3.31)

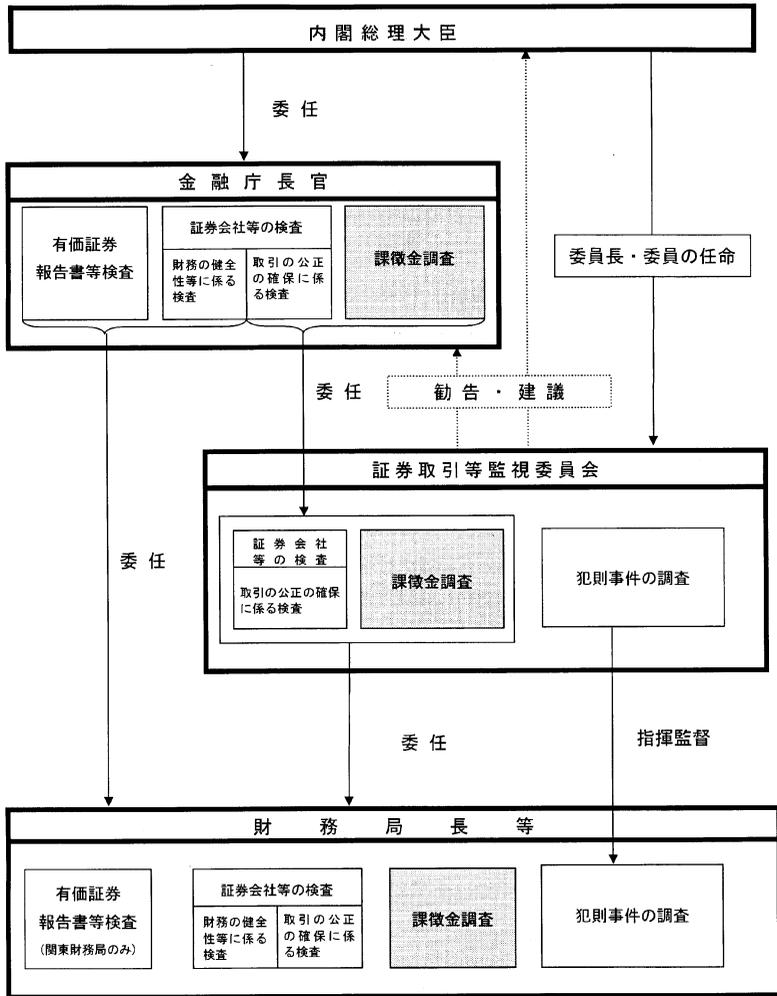


(注1) 犯罪事件の調査については、監視委員会職員固有の権限である。

- ・任意調査権限(証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条)
- ・強制調査権限(証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条)

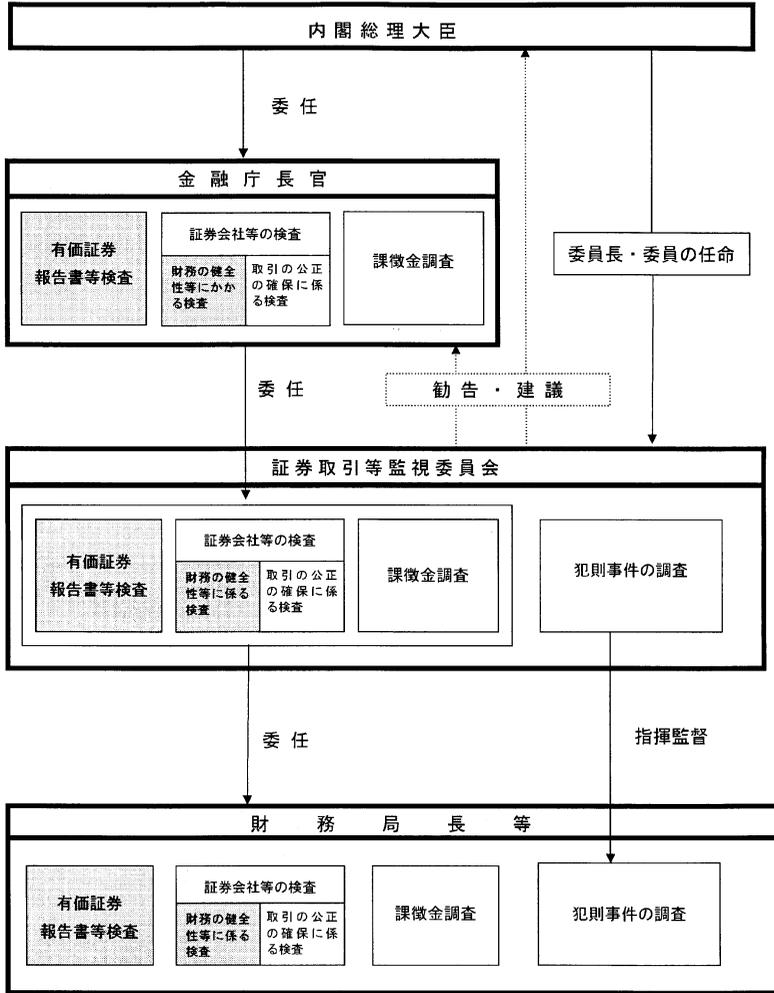
(注2) 金融庁長官は委任した権限の一部について、監視委員会は委任した権限の全部について行使することができることとされている。

(17.4.1 ~ 17.6.30)



- (注1) 犯則事件の調査については、監視委員会職員固有の権限である。
 ・任意調査権限(証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条)
 ・強制調査権限(証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条)
- (注2) 金融庁長官は委任した権限の一部について、監視委員会は委任した権限の全部について行使することができることとされている。

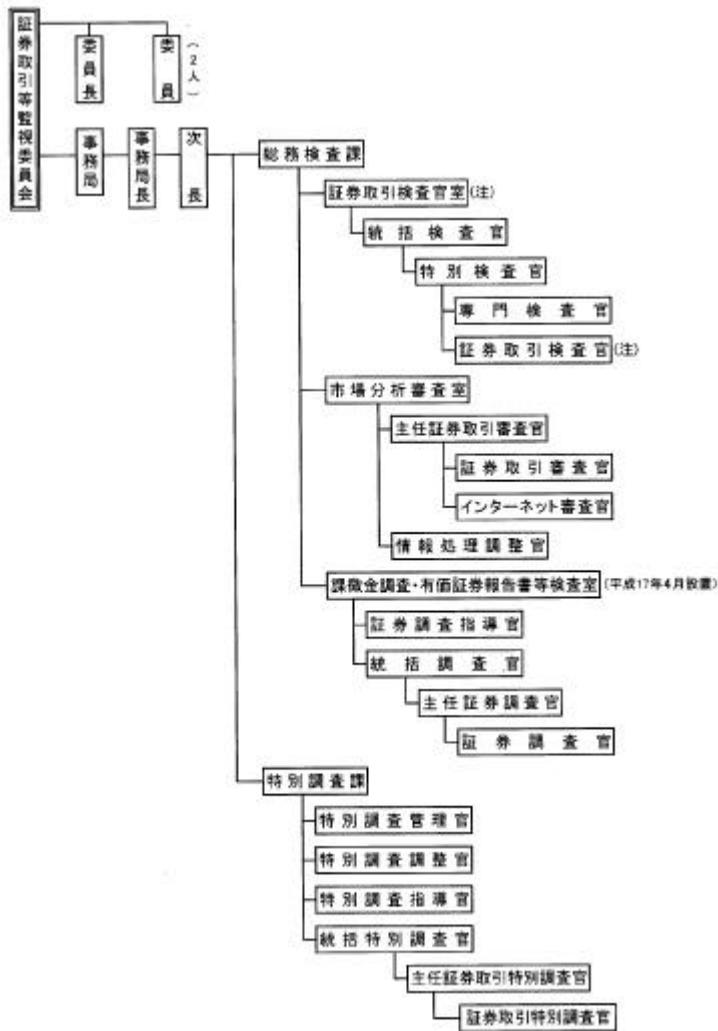
(17.7.1~)



- (注1) 犯則事件の調査については、監視委員会職員固有の権限である。
 ・任意調査権限(証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条)
 ・強制調査権限(証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条)
- (注2) 金融庁長官は委任した権限の一部について、監視委員会は委任した権限の全部について行使することができることとされている。

1 - 4 機構図

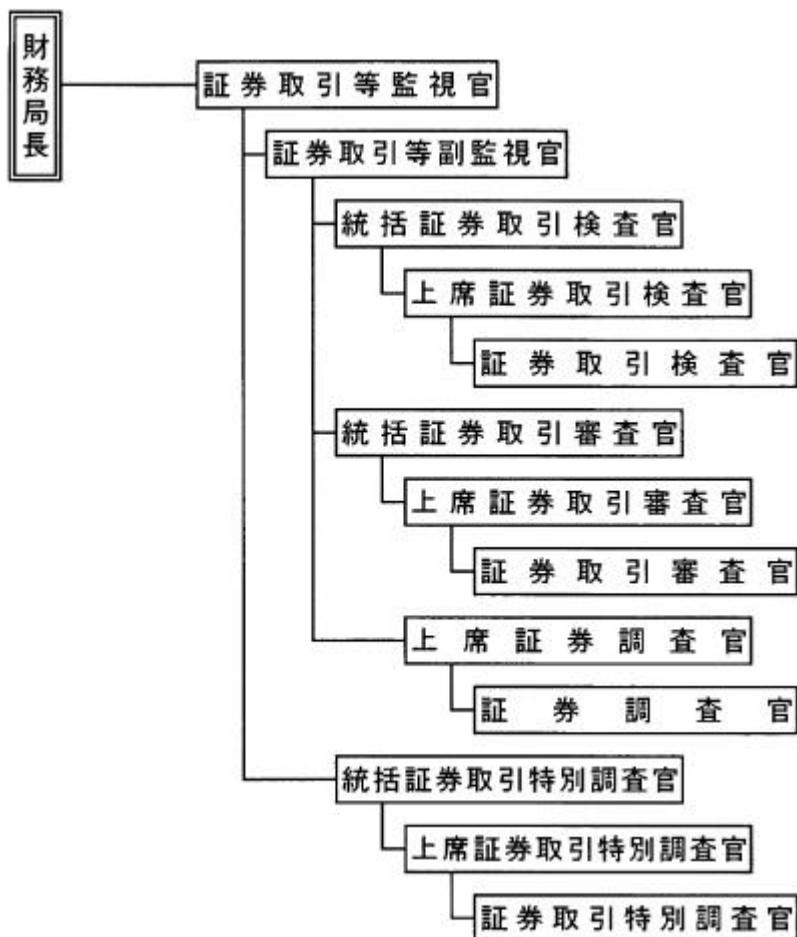
1 監視委員会の機構図



(注) 平成17年7月の検査の一元化により、名称が変更されている。

- ・証券取引検査官室 証券検査官室
- ・証券取引検査官 証券検査官

2 財務局の機構図（関東財務局）



（注）平成17年7月の検査の一元化により、証券検査指導官及び統括証券調査官が新設されるとともに、検査官の名称が変更されている。

- ・ 統括証券取引検査官 統括証券検査官
- ・ 上席証券取引検査官 上席証券検査官
- ・ 証券取引検査官 証券検査官

1 - 5 組織・事務に係る法令の概要

1 監視委員会の組織、権限等

監視委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-------|---------------|
| 第 4 条 | 金融庁の所掌事務 |
| 第 6 条 | 監視委員会の設置 |
| 第 8 条 | 監視委員会の所掌事務 |
| 第 9 条 | 委員長及び委員の職権の行使 |
| 第10条 | 監視委員会の組織 |
| 第11条 | 委員長 |
| 第12条 | 委員長及び委員の任命 |
| 第13条 | 委員長及び委員の任期 |
| 第14条 | 委員長及び委員の身分保障 |
| 第15条 | 委員長及び委員の罷免 |
| 第16条 | 委員長及び委員の服務等 |
| 第17条 | 委員長及び委員の給与 |
| 第18条 | 会議 |
| 第19条 | 事務局 |
| 第20条 | 勧告 |
| 第21条 | 建議 |
| 第22条 | 事務の処理状況の公表 |

2 権限及び範囲に係る規定

検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

検査及び報告・資料の徴取権限

監視委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査の権限及び報告又は資料の提出を命じる権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証券法〕

| 検査、報告・資料の徴取の権限規定 | 監視委員会への権限委任規定 | 検査及び報告・資料の徴取の対象 |
|------------------|---------------|---|
| 第59条第1項、第3項 | 第194条の6第2項第1号 | 証券会社、証券会社と取引をする者、証券会社の子会社、証券会社を子会社とする持株会社、証券会社の親銀行等、証券会社の子銀行等 |
| 第65条の2第10項 | 第194条の6第2項第2号 | 登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社 |
| 第66条の20 | 第194条の6第2項第3号 | 証券仲介業者、証券仲介業者と取引する者 |
| 第79条の14 | 第194条の6第2項第4号 | 日本証券業協会、店頭売買有価証券の発行者 |
| 第151条 | 第194条の6第2項第5号 | 証券取引所、証券取引所の子会社、上場有価証券の発行者 |
| 第155条の9 | 第194条の6第2項第6号 | 外国証券取引所、外国証券取引所参加者 |
| 第189条第1項 | 第194条の6第2項第7号 | 〔外国証券規制当局の求めにより、報告聴取等を行う場合〕 |

〔外証法〕

| 検査、報告・資料の徴取の権限規定 | 監視委員会への権限委任規定 | 検査及び報告・資料の徴取の対象 |
|------------------|---------------|---|
| 第31条 | 第42条第2項 | 外国証券会社、外国証券会社の支店と取引を行う者、特定法人等、特定金融機関、許可外国証券業者、許可外国証券業者と取引を行う者 |

〔金先法〕

| 検査、報告・資料の徴取の権限規定 | 監視委員会への権限委任規定 | 検査及び報告・資料の徴取の対象 |
|------------------|---------------|---------------------------------|
| 第52条 | 第92条第2項第1号 | 金融先物取引所、金融先物取引所の子会社、金融先物取引所の会員等 |
| 第55条の10第1項 | 第92条第2項第2号 | 外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者 |
| 第77条 | 第92条第2項第3号 | 金融先物取引業者、金融先物取引業者と取引をする者 |
| 第90条 | 第92条第2項第4号 | 金融先物取引業協会 |

〔本人確認法〕

| 検査、報告・資料の徴取の権限規定 | 監視委員会への権限委任規定 | 検査及び報告・資料の徴取の対象 |
|------------------|---------------|-----------------------------|
| 第7条 第8条第1項 | 第13条第4項 | 証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者、登録金融機関 |

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証取法及び外証法に基づく権限の範囲

(1) 証券会社

証取法第194条の6第1項及び第2項第1号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第1項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 第29条の2第1項 第32条第1項・第2項 | 認可の条件 取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止 |

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-------------|--|
| 第37条 | 取引所有価証券市場外での取引の禁止 |
| 第38条 | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務 |
| 第39条 | 向い呑みの禁止 |
| 第40条 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条 | 禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等） |
| 第42条の2 | 損失保証・損失補てんの禁止等 |
| 第43条 | 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務 |
| 第43条の2 | 有価証券取引の最良執行方針等 |
| 第44条 | 投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為 |
| 第45条 | 証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為 |
| 第46条 | 引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限 |
| 第61条第1項 | 日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況の監督義務 |
| 第129条 | 呑行為の禁止 |
| 第130条第1項 | 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第119条第1項 | |
| 第157条 | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限 |
| 第162条 | 空売り等政令に違反する行為の禁止 |
| 第162条の2 | 上場等株券の取引の公正確保 |
| 第163条、第164条 | 上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |
| 第165条 | 上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|---------|--------------------------------|
| 第166条 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第165条 | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務 向い呑みの禁止 |
| 第166条 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第167条 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第167条の2 | 無免許市場での取引の禁止 |
| 第168条 | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

（注1）下線は平成17年4月1日より適用。

（注2）条項の 印は平成17年4月1日に削除。

(ロ) 外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第42条第1項及び第2項により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券会社、その支店と取引を行う者、特定金融機関及び許可外国証券業者等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、外証法施行令第20条において定められており、基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

(ハ) 登録金融機関

証取法第194条の6第1項及び第2項第2号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|---------------------------------|--|
| 第65条の2第4項 で準用する第29条 の2第1項 | 認可の条件 |
| 第65条の2第5項 で準用する | |
| 第37条 | 取引所有価証券市場外での取引の禁止 |
| 第38条 | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務 |
| 第39条 | 向い呑みの禁止 |
| 第40条 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条 | 禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等） |
| 第43条 | 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務 |
| 第43条の2 | 有価証券取引の最良執行方針等 |
| 第61条第1項 | 日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況監督義務 |
| 第65条の2第6項 で準用する | |
| 第42条の2 | 損失保証・損失補てんの禁止等 |
| 第129条 | 吞行為の禁止 |
| 第130条第1項 | 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第119条第1項 | |
| 第157条 | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 証券会社等の自己計算及び過当な数量の売買取引等の制限 |
| 第162条 | 空売り等政令に違反する行為の禁止 |
| 第162条の2 | 上場等株券の取引の公正確保 |
| 第163条、第164条 | 上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-------|---------------------------------------|
| 第165条 | 上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |
| 第166条 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第168条 | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

(注1) 下線は平成17年4月1日より適用。

(注2) 条項の 印は平成17年4月1日に削除。

(二) 証券仲介業者

証取法第 194条の6 第1項及び第2項第3号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券仲介業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第3項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-----------------|--|
| 第66条の10 | 証券仲介業者の明示義務 |
| 第66条の11 | 証券仲介業者の禁止行為 |
| 第66条の13 | 証券仲介業者又はその役職員の禁止行為 |
| 第66条の14において準用する | |
| 第42条の2 | 損失保証・損失補てんの禁止等 |
| 第43条 | 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務 |

(ホ) 証券業協会及び証券取引所

証取法第 194条の 6 第 1 項及び第 2 項第 4 号、第 5 号により
内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券業協会及び証
券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証
券業協会については証取法施行令第38条第 4 項に、証券取引所
については同条第 5 項に規定されている。

具体的には、証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係
る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のル - ルの遵守状況の調
査に係る業務、これらの規定やル - ルに違反した会員に対し
て自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証取法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-----------------|--|
| 第29条の 2 第 1 項 | 認可の条件 |
| 第32条第 1 項・第 2 項 | 取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止 |
| 第37条 | 取引所有価証券取引市場外での取引の禁止 |
| 第38条 | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務 |
| 第39条 | 向い呑みの禁止 |
| 第40条 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条 | 禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等） |
| 第42条の 2 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |
| 第43条 | 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務 |
| 第43条の 2 | 有価証券取引の最良執行方針等 |
| 第44条 | 投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為 |
| 第45条 | 証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為 |

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-------------|---------------------------------------|
| 第46条 | 引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限 |
| 第66条の10 | 証券仲介業者の明示義務 |
| 第66条の11 | 証券仲介業者の禁止行為 |
| 第66条の13 | 証券仲介業者又はその役職員の禁止行為 |
| 第129条 | 呑行為の禁止 |
| 第130条第1項 | 証券取引所ので定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第119条第1項 | |
| 第157条 | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限 |
| 第162条 | 空売り等政令に違反する行為の禁止 |
| 第162条の2 | 上場等株券の取引の公正確保 |
| 第163条、第164条 | 上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |
| 第165条 | 上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |
| 第166条 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第168条 | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

(注1) 下線は平成17年4月1日より適用。

(注2) 条項の 印は平成17年4月1日に削除。

(ハ) 外国証券取引所

証取法第 194条の 6 第 1 項及び第 2 項第 6 号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第 6 項に規定されている。

具体的には、証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のル - ルの遵守状況の調査に係る業務、これらの規定やル - ルに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証取法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-----------------|--|
| 第29条の 2 第 1 項 | 認可の条件 |
| 第32条第 1 項・第 2 項 | 取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止 |
| 第37条 | 取引所有価証券取引市場外での取引の禁止 |
| 第38条 | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務 |
| 第39条 | 向い呑みの禁止 |
| 第40条 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条 | 禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等） |
| 第42条の 2 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |
| 第43条 | 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務 |
| 第43条の 2 | 有価証券取引の最良執行方針等 |
| 第44条 | 投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為 |
| 第45条 | 証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為 |
| 第46条 | 引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限 |

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-------------|---------------------------------------|
| 第129条 | 吞行為の禁止 |
| 第130条第1項 | 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第119条第1項 | |
| 第157条 | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限 |
| 第162条 | 空売り等政令に違反する行為の禁止 |
| 第162条の2 | 上場等株券の取引の公正確保 |
| 第163条、第164条 | 上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |
| 第165条 | 上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |
| 第166条 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第168条 | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

(注1) 下線は平成17年4月1日より適用。

(注2) 条項の 印は平成17年4月1日に削除。

ロ 金先法に基づく範囲

(イ) 金融先物取引所会員

金先法第92条第1項及び第2項第1号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-----------------------|-------------------------------|
| 第44条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第45条 | 過当な件数の取引等の制限 |
| 第47条第1項 | 金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第44条の3第2項 において準用する | |
| 第69条 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第74条 | 金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等） |
| 第91条の2 | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 虚偽の相場の公示の禁止 |

(ロ) 外国金融先物取引所

金先法第92条第1項及び第2項第2号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国金融先物取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第3項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|---------|-------------------------------|
| 第44条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第47条第1項 | 外国金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第57条第1項 | 許可の条件 |
| 第68条 | 広告の規制 |
| 第69条 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第70条 | 受託契約に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第71条 | 成立した取引に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第72条 | 委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第73条 | 吞行為の禁止 |
| 第74条 | 金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等） |
| 第91条の2 | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 虚偽の相場の公示の禁止 |

(八) 金融先物取引業者

金先法第92条第1項及び第2項第3号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第4項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|---------|----------------------------|
| 第44条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第57条第1項 | 許可の条件 |
| 第68条 | 広告の規制 |
| 第69条 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第70条 | 受託契約に係る書面の委託者への交付義務 |

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|--------|-------------------------------|
| 第71条 | 成立した取引に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第72条 | 委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第73条 | 呑行為の禁止 |
| 第74条 | 金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等） |
| 第91条の2 | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 虚偽の相場の公示の禁止 |

(二) 金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第92条第1項並びに第2項第1号及び第4号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第9条第1項に、金融先物取引業協会については同条第5項に規定されている。

具体的には、金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金先法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|---------|----------------------------|
| 第44条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第45条 | 過大な件数の取引等の制限 |
| 第47条第1項 | 金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第57条第1項 | 許可の条件 |
| 第68条 | 広告の規制 |
| 第69条 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|--------|-------------------------------|
| 第70条 | 受託契約に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第71条 | 成立した取引に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第72条 | 委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第73条 | 呑行為の禁止 |
| 第74条 | 金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等） |
| 第91条の2 | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 虚偽の相場の公示の禁止 |

八 本人確認法に基づく権限の範囲

証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者、登録金融機関

本人確認法第13条第4項により金融庁長官から委任された金融機関等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、同項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔本人確認法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-----|--------------|
| 第3条 | 本人確認義務 |
| 第4条 | 本人確認記録の作成義務等 |
| 第5条 | 取引記録の作成義務等 |
| 第6条 | 金融機関等の免責 |

犯則事件の調査の権限、範囲

犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

| 根拠規定 | 犯則事件の調査の権限 |
|--|---|
| 証取法第210条 外証法第53条 金先法第106条 本人確認法第18条 | 犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限 |
| 証取法第211条 外証法第53条 金先法第107条 本人確認法第18条 | 裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限 |

犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第11条）及び本人確認法第19条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証券法〕

| 条 項 | 行為者 | 規 定 の 概 要 |
|-------------|-----------------------|---------------------------------|
| 第5条、第24条等 | 発 行 者 | 有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等 |
| 第23条の3等 | 発行登録者 | 発行登録書等の提出義務等 |
| 第27条の3等 | 公開買付者 | 公開買付届出書等の提出義務等 |
| 第27条の23等 | 大量保有者 | 大量保有報告書等の提出義務等 |
| 第29条の2 | 証券会社等 | 証券会社に対する認可の条件 |
| 第40条 | 証券会社等 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 証券会社等 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条の2 | 証券会社等 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |
| 第157条 | 何 人 も | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 何 人 も | 相場変動の目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 何 人 も | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 取引所会員等 | 証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限 |
| 第163条、第164条 | 会社役員等 | 役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |
| 第165条 | 会社役員等 | 役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |
| 第166条 | 会社関係者等 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等 関係者等 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第168条 | 何 人 も | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 何 人 も | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 何 人 も | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

〔外証法〕

| 条 項 | 行為者 | 規 定 の 概 要 |
|--------|---------|-----------------------------|
| 第7条第3項 | 外国証券会社 | 証券会社に対する認可の条件 |
| | 外国証券会社 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第14条 | 外国証券会社 | 取引報告書の交付義務 |
| | 外国証券会社等 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |

〔金先法〕

| 条 項 | 行為者 | 規 定 の 概 要 |
|---------|-----------|----------------------------|
| 第44条 | 何 人 も | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第45条 | 取 引 所 会 員 | 過大な件数の取引等の制限 |
| 第57条第1項 | 金 先 業 者 | 許可の条件 |
| 第68条 | 金 先 業 者 | 広告の規制 |
| 第69条 | 金 先 業 者 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第71条 | 金 先 業 者 | 成立した取引に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第72条 | 金 先 業 者 | 委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第73条 | 金 先 業 者 | 吞行為の禁止 |
| 第91条の2 | 何 人 も | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 何 人 も | 虚偽の相場の公示の禁止 |

〔本人確認法〕

| 条 項 | 行為者 | 規 定 の 概 要 |
|--------|---------------|----------------|
| 第3条第4項 | 顧 客 等 代表者等 | 本人特定事項の虚偽申告の禁止 |

課徴金調査の権限、範囲

課徴金調査の権限

不正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑制するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入されたことにより、監視委員会は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

| 質問・報告等の徴取、検査の権限規定 | 監視委員会への権限委任規定 | 質問・報告等の徴取及び検査の対象 |
|-------------------|----------------------|--|
| 証取法第26条 | 第 194条の 6 第 3 項 | 有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者 |
| 証取法第177条 | 第 194条の 6 第 2 項第 7 号 | 事件関係人、参考人、事件関係人の営業所、その他必要な場所 |

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、証取法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-------|--------------------------------------|
| 第172条 | 虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者等への課徴金納付命令 |
| 第173条 | 風説の流布又は偽計により相場を変動させた者への課徴金納付命令 |
| 第174条 | 相場操縦により相場変動させる上場有価証券売買等をした者への課徴金納付命令 |
| 第175条 | 会社関係者等による内部者取引をした違反者への課徴金納付命令 |

有価証券報告書等の報告・資料の徴取及び検査の権限

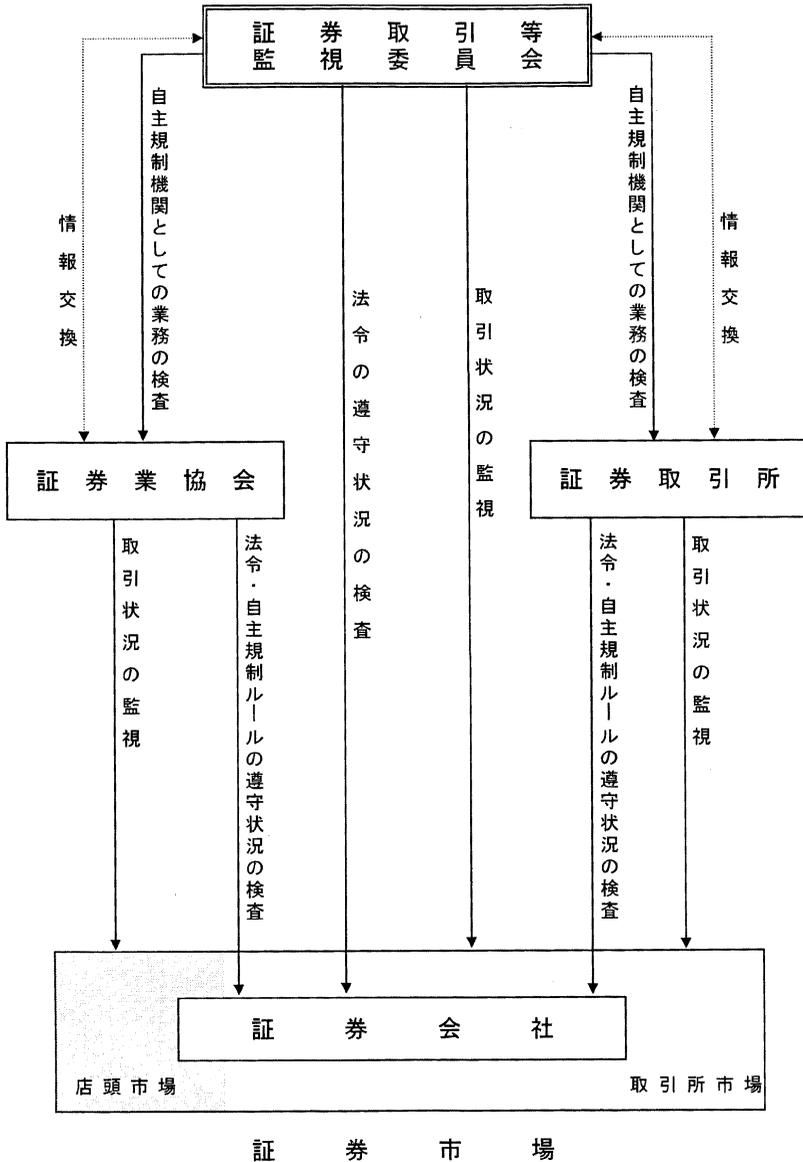
行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、監視委員会が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、内閣総理大臣及び金融庁長官は、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を監視委員会に委任している。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

| 検査、報告・資料の徴収の権限規定 | 監視委員会への権限委任規定 | 検査及び報告・資料の徴収の対象 |
|--|-----------------|--|
| 証取法第26条 | 証取法第 194条の6 第3項 | 有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者 |
| 証取法第27条の22 証取法第27条の22の2 第2項において準用する | 以下同上 | 公開買付者、その特別関係者、その他の関係者、意見表明報告書の提出者、その関係人 |
| 証取法第27条の22第1項 | | 公開買付者、その特別関係者、その他の関係者 |
| 証取法第27条の30 | | 大量保有報告書の提出者、当該提出者の共同保有者、その他の関係者 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社 |

- (注) 1. なお、上記の報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
2. 有価証券届出書の効力発生前に係る検査権限については、監視委員会に委任されていない。

1 - 6 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図



2 監視委員会の活動実績

2 - 1 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

| 区分 | 4～11事務年度 | 12事務年度 | 13事務年度 | 14事務年度 | 15事務年度 | 16事務年度 | 合計 |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 告発件数 | 31 | 5 | 7 | 10 | 10 | 11 | 74 |
| 告発人数 | 140 | 8 | 24 | 22 | 28 | 18 | 240 |

(注)事務年度：7月～翌年6月

2 告発事件の概要一覧表（平成17年6月末日現在。関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判 決 |
|----|---------|---|---|---|
| 1 | 5. 5.21 | 証取法第125条第1項、第2項等（相場操縦） | 日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員 | 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役2年6月（執行猶予4年） 金融業者役員 懲役2年（執行猶予3年） （いずれも確定） |
| 2 | 6. 5.17 | 証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長、役員 | 13.9.28（東京地裁） 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13（東京高裁） 役員 懲役1年2月（執行猶予3年） 15.11.18（東京高裁） 社長 懲役1年8月（執行猶予4年） （いずれも確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|---------|---|---|---|
| 3 | 6.10.14 | 証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引) | 日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員 取引先職員 医師(第一次情報受領者) | 6.12.20(大阪簡裁) 会社役員・取引先職員24名 罰金20~50万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄・地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄・高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴を棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) |
| 4 | 7.2.10 | 証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引) | 新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行、同役員 取引先、同職員 | 7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同役員2名 罰金20~50万円 取引先、同職員 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定) |
| 5 | 7.6.23 | 証取法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布) | テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長 | 8.3.22(東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定) |
| 6 | 7.12.22 | 証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん) | 千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長、役員、顧客 | 8.2.19(東京簡裁) 証券会社社長、役員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月 (執行猶予2年) (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|----------|--|--|--|
| 7 | 8. 8. 2 | 証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引) | 日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先監査役(弁護士) | 9.7.28(東京地裁) 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄・東京地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄・東京高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴を棄却 (確定) |
| 8 | 9. 4. 17 | 証取法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布) | 特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者) 雑誌監修人(投資顧問業) | 9.1.30(東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定) |
| 9 | 9. 4. 8 | 証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引) | (株)鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社長、役員 関連会社 | 9.5.1(名古屋簡裁) 当該会社役員等(1社4名) 罰金50万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 当該会社社長 懲役6月(執行猶予3年) (いずれも確定) |
| 10 | 9. 4. 25 | 証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引) | シントム(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先社長 割当先会社等 | 9.5.27(東京簡裁) 割当先社長等(1名3社) 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|---------|--|---|--|
| 11 | 9. 5.13 | 証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん) | 野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、役員 顧客 | 11.1.20(東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、役員 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (いずれも確定) (注) 山一、日興、大和証券関連と共に一括審理 |
| 12 | 9. 9.17 | 証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん) | 山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、副社長 役員 顧客 | 10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6(東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.6.24(東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 同日控訴(東京高裁) 13.10.25(東京高裁) 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定) |
| 13 | 9.10.21 | 証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん) | 日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社副社長 役員 顧客 | 10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、職員 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判 決 |
|----|---------|--|---|---|
| 14 | 9.10.23 | 証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん) | 山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、副社長 役員 | 10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6(東京地裁) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29(東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) 11.6.24(東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 社長、同日控訴(東京高裁) 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定) |
| 15 | 9.10.28 | 証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん) | 大和証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社副社長 役員 顧客 | 10.10.15(東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員3名 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予3年) (いずれも確定) |
| 16 | 10.3.9 | 証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん) | 日興証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社副社長、役員 | 10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|------------|--|---|---|
| 17 | 10. 3. 20 | 証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | 山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、社長 副社長 | 12. 3. 28 (東京地裁) 証券会社社長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 同社社長 懲役 2 年 6 月 社長、同日控訴 (東京高裁) 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定) |
| 18 | 10. 5. 29 | 証取法第167条第1号、 同法施行令第31条 同法第200条第6号 (内部者取引) | トーソク㈱の株券について、親会社が他社 (買収先) へ一括株式譲渡を実施すること (重要事実) を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員 | 10. 8. 26 (横浜簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定) |
| 19 | 10. 7. 6 | 証取法第166条第3項 同法第200条第6号 (内部者取引) | 大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定 (重要事実) を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族 | 10. 7. 17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金 50 万円 (略式命令) 10. 11. 10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 (いずれも確定) |
| 20 | 10. 10. 30 | 証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引) | 日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定 (重要事実) を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員 | 11. 3. 19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 12. 3. 28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役 6 月 罰金 50 万円 12. 11. 20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴を棄却 15. 12. 3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|----------|--|---|---|
| 21 | 10.12.17 | 証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引) | トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員 同部下職員 | 11.2.10(東京簡裁) 部下職員 罰金50万円(略式命令) 11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年、罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) |
| 22 | 11.2.10 | 証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引) | トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)同業他社社長 | 11.4.13(東京地裁) 懲役10月、罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (確定) |
| 23 | 11.3.4 | 証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦) | 昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (嫌疑者)金融業者 金融業者役員 | 11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (確定) |
| 24 | 11.6.30 | 証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | ㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該銀行 当該銀行頭取、副頭取 | 14.9.10(東京地裁) 頭取 懲役3年(執行猶予4年) 副頭取2名 懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも公訴を棄却 いずれも公判係属中(最高裁) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|------------|--|---|--|
| 25 | 11. 8. 13 | 証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | (株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長、頭取、副頭取、役員 | 16. 5. 28 (東京地裁) 会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 頭取 懲役1年(執行猶予3年) 副頭取 懲役1年(執行猶予3年) いずれも公判係属中(東京高裁) |
| 26 | 11. 12. 3 | 証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号等 (相場操縦) | (株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長、役員 | 12. 5. 19 (横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定) |
| 27 | 11. 12. 27 | 証取法第198条第4号等 (虚偽の半期報告書の提出) | (株)ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長 | 14. 9. 12 (東京地裁) 副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15. 8. 11 (東京高裁) いずれも控訴を棄却 (確定) |
| 28 | 12. 1. 31 | 証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | (株)テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長、役員 | 13. 1. 30 (横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定) |
| 29 | 12. 3. 21 | 証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計) | クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員 | 12. 3. 22 (東京簡裁) 同社役員2名 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|------------|--|---|--|
| 30 | 12. 3. 22 | 証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計) | クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 | 14. 10. 10 (東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15. 11. 10 (東京高裁) 控訴を棄却 公判係属中(最高裁) |
| 31 | 12. 5. 26 | 証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 (内部者取引) | (株)ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 | 12. 7. 19 (東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約449万円 (確定) |
| 32 | 12. 11. 28 | 証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 (内部者取引) | (株)プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員の姉 | 12. 11. 28 (東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) 追徴金約158万円 (確定) |
| 33 | 12. 12. 4 | 証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出) | (株)東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者) 会社役員等 | 12. 12. 4 (東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円(略式命令) 14. 11. 8 (東京地裁) 会社役員1名 懲役2年(執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定) |
| 34 | 12. 12. 4 | 証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出) | 会社役員は、(株)東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者) 会社役員 | 14. 11. 8 (東京地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金600万円 (確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|-----------|---|---|---|
| 35 | 13. 3. 12 | 証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 (内部者取引) | 武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 提携先社員(公認会計士) | 13.5.29(東京地裁) 提携先社員 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円 (確定) |
| 36 | 13. 4. 27 | 証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦) | アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 | 14.9.12(名古屋地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定) |
| 37 | 13.12.20 | 証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員、社員 | 14.10.8(大阪地裁) 社長 懲役2年(執行猶予3年) 副社長 懲役1年(執行猶予3年) 専務 懲役10月(執行猶予3年) (いずれも確定) |
| 38 | 14. 6. 7 | 証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士 | 14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却 |
| 39 | 14. 3. 20 | 証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号 (相場操縦) | 志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社役員等 | 15.7.30(東京地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億1,395万円 15.11.11(東京地裁) 無職C 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 (いずれも確定) 15.11.11(東京地裁) 会社役員B 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 16.7.14(東京高裁) 控訴を棄却 公判係属中(最高裁) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|-----------|--|---|---|
| 40 | 14. 3. 26 | 証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 (内部者取引) | (株)ティアーアンドイーストが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)記者発表会業務下請会社役員 | 14. 10. 16 (東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定) |
| 41 | 14. 6. 28 | 証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | (株)ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員 | 15. 3. 13 (大阪地裁) 会長 懲役2年6月 15. 9. 16 (大阪高裁) 会長 控訴を棄却 16. 1. 16 (最高裁) 会長 上告棄却 15. 3. 31 (大阪地裁) 取締役 懲役3年6月 (いずれも確定) |
| 42 | 14. 6. 28 | 証取法第167条第1項等 (内部者取引) | コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(契約締結先)等 | 15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円、追徴金約400万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴を棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告を棄却 (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|------------|--------------------------------------|--|---|
| 43 | 14. 6. 28 | 証取法第167条第1項等（内部者取引） | 三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同株券を買付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等 | 15. 5. 2（東京地裁） 銀行員 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円、追徴金約400万円 医師 懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円、追徴金約400万円 15. 11. 28（東京高裁） 医師 控訴を棄却 16. 5. 31（最高裁） 医師 上告を棄却 （いずれも確定） （注）42号事件と一括審理 |
| 44 | 14. 7 . 31 | 証取法第167条第1項等（内部者取引） | ㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同株券を買付けた。 （嫌疑者）会社員 | 15. 2. 28（東京地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,048万円 （確定） |
| 45 | 14. 9 . 6 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | ㈱ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員 | 15. 3. 13（大阪地裁） 会長 懲役2年6月 15. 9. 16（大阪高裁） 会長 控訴を棄却 16. 1. 16（最高裁） 会長 上告棄却 15. 3. 31（大阪地裁） 取締役 懲役3年6月 （いずれも確定） （注）41号事件と一括審理 |
| 46 | 14. 11. 29 | 証取法第158条 同法第197条第1項第7号（風説の流布及び偽計） | ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者 | 15. 3. 28（広島簡裁） 罰金30万円 追徴金36万6千円（略式命令） （確定） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|----------|---|--|--|
| 47 | 14.12.16 | 証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出) | ㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 | 15.7.14(東京地裁) 会長 懲役2年 (確定) |
| 48 | 14.12.19 | 証取法第167条第1項等 (内部者取引) | ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 | 15.9.10(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金約921万円 (確定) |
| 49 | 14.12.26 | 証取法第158条 同法第197条第1項等 (偽計) | ㈱エムティーシーアイは、公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 | 15.7.14(東京地裁) 会長 懲役2年 (確定) (注) 47号事件と一括審理 |
| 50 | 15.2.13 | 証取法第167条第1項等 (内部者取引) | コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等 | 15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金290万円 職員知人 懲役1年(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約210万円 (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|----------|--------------------------------|---|---|
| 51 | 15. 2.20 | 証取法第167条第1項等(内部者取引) | コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等 | 15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金290万円 職員実弟 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金約545万円 (いずれも確定) |
| 52 | 15. 3.24 | 証取法第197条第1項第1号等(虚偽の有価証券報告書の提出) | (株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員 | 15.9.17(東京地裁) 専務 懲役2年(執行猶予3年) (確定) 15.12.11(東京地裁) 常務 懲役4年 16.7.29(東京高裁) 常務 控訴を棄却 (確定) 16.10.7(東京地裁) 会長 懲役8年 公判係属中(東京高裁) |
| 53 | 15. 5.28 | 証取法第167条第1項等(内部者取引) | ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員 | 15.10.21(東京地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金70万円、追徴金約891万円 (確定) |
| 54 | 15. 7.16 | 証取法第166条第1項等(内部者取引) | (株)ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社職員 | 16.1.30(横浜地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約845万円 (確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|------------|---------------------------|---|--|
| 55 | 15. 7. 25 | 証取法第159条第1項第3号等 (相場操縦) | 大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家とその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的とした仮装売買等を行った。 (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役 | 17. 2. 17 (大阪地裁) 副理事長 無罪 公判係属中 (大阪高裁) |
| 56 | 15. 7. 30 | 証取法第167条第1項等 (内部者取引) | ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員(元課長) | 15. 10. 30 (東京地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約936万円 (確定) |
| 57 | 15. 11. 14 | 証取法第166条第3項等 (内部者取引) | ㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員 | 16. 8. 3 (名古屋地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約1,105万円 (確定) |
| 58 | 16. 2. 24 | 証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦) | ㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社役員等 | 17. 2. 8 (東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 (確定) 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 (確定) 会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 公判係属中(東京高裁) 17. 3. 11 (東京地裁) 会社役員D 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|-----------|---------------------------------------|--|--|
| 59 | 16. 2. 27 | 証取法第166条第3項等（内部者取引） | 大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社員 | 16.5.27（名古屋地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金80万円 （確定） |
| 60 | 16. 3. 29 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出） | (株)キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、また、同社が保有する株式の取得価額を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員 会社役員 公認会計士 | 17.3.4（東京地裁） 会社役員E 懲役1年6月（執行猶予3年） 17.3.11（東京地裁） 会社役員D 懲役3年（執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 （注）58号事件と一括審理（いずれも確定） 公認会計士 公判係属中（東京地裁） |
| 61 | 16. 5. 31 | 証取法第166条第1項等（内部者取引） | (株)デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員 | 16.9.3（大阪地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円、追徴金約945万円 （確定） |
| 62 | 16. 6. 22 | 証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出） | (株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員 | 17.5.13（大阪地裁） 会社役員A 懲役2年（執行猶予4年） 17.5.20（大阪地裁） 会社役員B 懲役2年（執行猶予5年） （いずれも確定） 会社役員C 会社役員D 公判係属中（大阪地裁） |
| 63 | 16. 6. 24 | 証取法第166条第1項等（内部者取引） | (株)イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員 会社役員等 | 公判係属中（東京地裁） |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|----------|---|--|---|
| 64 | 16.11.2 | 証取法第166条第1項等 (内部者取引) | ㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長 | 17.5.2(大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 公判係属中(大阪高裁) |
| 65 | 16.11.19 | 証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 (風説の流布及び偽計) | ㈱メディア・リンクスは、同社の株価を騰貴させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社社長等 | 17.5.2(大阪地裁) 当該会社社長 懲役3年6月 罰金200万円 (注)64号事件と一括審理 当該会社 罰金500万円 いずれも公判係属中(大阪高裁) |
| 66 | 16.11.30 | 証取法第159条第2項第1号等 (相場操縦) | 真柄建設㈱等複数銘柄の株価を騰貴させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者)会社員 | |
| 67 | 16.12.9 | 証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | ㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入を計上する方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社社長等 | 17.5.2(大阪地裁) 当該会社社長 懲役3年6月 罰金200万円 (注)64号事件と一括審理 当該会社 罰金500万円 (注)65号事件と一括審理 いずれも公判係属中(大阪高裁) |
| 68 | 17.1.26 | 証取法第166条第2項等 (内部者取引) | ㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社となることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員等 | 公判係属中(東京地裁) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|----|-----------|------------------------------------|---|--|
| 69 | 17. 3. 14 | 証取法第167条第1項等 (内部者取引) | コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント(株)が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン(株)株式の公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員 | 公判係属中(東京地裁) |
| 70 | 17. 3. 22 | 証取法第166条第1項等 (内部者取引) | 南野建設(株)が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等 | 17. 6. 27(大阪地裁) 当該会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約625万円 役員妻 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円、追徴金約625万円 (いずれも確定) |
| 71 | 17. 3. 22 | 証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | 西武鉄道(株)は、(株)コクドの所有に係る西武鉄道(株)株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社等 | 公判係属中(東京地裁) |
| 72 | 17. 3. 22 | 証取法第166条第2項等 (内部者取引) | 西武鉄道(株)が有価証券報告書に継続的に(株)コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員等 | 公判係属中(東京地裁) |
| 73 | 17. 6. 10 | 証取法第166条第1項等 (内部者取引) | キャノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 業務委託契約先社員 | |
| 74 | 17. 6. 20 | 証取法第159条第1項等 (相場操縦) | 日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 個人投資家 | 公判係属中(東京地裁) |

2 - 2 検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

| 区 分 | 12年7月 ～13年6月 | 13年7月 ～14年6月 | 14年7月 ～15年6月 | 15年7月 ～16年6月 | 16年7月 ～17年6月 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 証券会社検査 | 96社 | 96社 | 118社 | 124社 | 113社 |
| 国内証券会社 | 82社 | 82社 | 98社 | 107社 | 96社 |
| (委員会) | (9社) | (10社) | (17社) | (15社) | (13社) |
| (財務局長等) | (73社) | (72社) | (81社) | (92社) | (83社) |
| 外国証券会社 | 14社 | 14社 | 20社 | 17社 | 17社 |
| (委員会) | (14社) | (14社) | (20社) | (17社) | (17社) |
| (財務局長等) | (0社) | (0社) | (0社) | (0社) | (0社) |
| 支店単独検査 | 27支店 | 21支店 | 30支店 | 23支店 | 23支店 |
| 登録金融機関 | 3社 | 7社 | 13社 | 13社 | 27社 |
| (委員会) | (2社) | (2社) | (2社) | (3社) | (7社) |
| (財務局長等) | (1社) | (5社) | (11社) | (10社) | (20社) |
| 金融先物取引業者 | 0社 | 0社 | 0社 | 1社 | 0社 |
| (委員会) | (0社) | (0社) | (0社) | (0社) | (0社) |
| (財務局長等) | (0社) | (0社) | (0社) | (1社) | (0社) |
| 自主規制機関 | 0社 | 2社 | 0社 | 2社 | 0社 |
| (委員会) | (0社) | (2社) | (0社) | (2社) | (0社) |
| (財務局長等) | (0社) | (0社) | (0社) | (0社) | (0社) |

(注) 1. 上記の計数は、着手件数である。

2. 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

| 区 分 | 12年7月 ～13年6月 | 13年7月 ～14年6月 | 14年7月 ～15年6月 | 15年7月 ～16年6月 | 16年7月 ～17年6月 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国内証券会社 | 100 | 102 | 100 | 87 | 97 |
| 外国証券会社 | 97 | 94 | 105 | 102 | 125 |
| 登録金融機関 | 54 | 28 | 21 | 53 | 42 |
| 金融先物 取引業者 | - | - | - | 459 | - |
| 自主規制機関 | - | 106 | - | 60 | - |

(注1) 臨店期間分について算出したものである。

(注2) 15年7月～16年6月の金融先物取引業者の延べ検査投入人員は1社の実績である。

(注3) 16年7月～17年6月の国内証券会社の最少検査投入人員は12(人・日)、最多検査投入人員は947(人・日)である。

3 検査結果の状況

(単位：社)

| 区 分 | 12年7月 ～13年6月 | 13年7月 ～14年6月 | 14年7月 ～15年6月 | 15年7月 ～16年6月 | 16年7月 ～17年6月 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 検査終了会社数 | 97 | 90 | 135 | 130 | 147 |
| 証券会社 | 95 | 83 | 122 | 116 | 118 |
| 登録金融機関 | 2 | 7 | 12 | 11 | 28 |
| 金融先物 取引業者 | - | - | - | 1 | - |
| 自主規制機関 | - | - | 1 | 2 | 1 |
| 問題点が認め られた会社数 | 62 | 57 | 78 | 67 | 67 |
| 市場ルール等 関係 | 53 | 39 | 50 | 43 | 50 |
| 営業姿勢関係 | 10 | 5 | 5 | 7 | 8 |
| 内部管理 体制関係 | 42 | 43 | 57 | 51 | 43 |
| そ の 他 | - | - | 1 | 1 | 1 |

- (注) 1. 「検査終了会社数」とは、平成16検査事務年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社の数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。
2. 「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。
3. 「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

4 監視委員会と金融庁検査局との同時検査の実施状況

| | 13事務年度 | 14事務年度 | 15事務年度 | 16事務年度 |
|------|--|--|--|---|
| 国内証券 | つばさ証券 (13. 8. 27) マネックス証券 (13.10.15) 東海東京証券 (13.10.24) さくらフレンド証券 (13.11.26) ディーエルジェイディ レクト・エスエフジー 証券 (13.12.12) コスモ証券 (14. 2.13) 岡三証券 (14. 4.22) | 野村證券 (14. 8.26) みずほインベスター ズ証券 (14.12. 2) 松井証券 (15. 1.15) カブドットコム証券 (15. 1.15) イー・トレード証券 (15. 1.15) 三菱証券 (15. 2.13) メリルリンチ日本証 券 (15. 2.19) しんきん証券 (15. 5. 8) | 大和証券 (15. 7.25) 大和証券エスエムビー シー (15. 7.25) 新光証券 (15.11.13) 日興コーディアル証 券 (16. 2. 3) ユーエフジェイつば さ証券 (16. 4.19) | コスモ証券 (16. 8.26) みずほ証券〔特別検 査〕 (16. 9. 1) 野村證券 (16.10.18) みずほ証券 (17. 1.26) 岡三証券 (17. 4.11) |
| 外国証券 | ゴールドマン・サッ クス証券 (13. 8.27) パークレイズ・キャ ピタル証券 (13.11.19) ドレスナー・クライ ンオート・ワッサー スタイン証券 (14. 2.12) バンクオブアメリカ 証券 (14. 2.12) クレディ・リヨネ証 券 (14. 4.22) モルガン・スタンレー 証券 (14. 4.22) | ビー・エヌ・ピー・パ リバ証券 (14. 8.26) ジェー・ピー・モルガ ン証券 (14.11.18) イービーエヌ・アム ロ証券 (15. 2.19) HSBC証券 (15. 4.22) | ドイツ証券 (15. 8.28) 日興シティグループ 証券 (15.11.10) | ゴールドマン・サッ クス証券 (16.11. 4) ジェー・ピー・モルガ ン証券 (17. 4.20) |
| 計 | 13社 | 12社 | 7社 | 7社 |

| | 13事務年度 | 14事務年度 | 15事務年度 | 16事務年度 |
|--------|--|--------|------------------------|--------|
| 登録金融機関 | 三和銀行 (13. 9.17) 東海銀行 (13.11. 7) | | | |
| 計 | 2 機関 | - | - | - |
| 自主規制機関 | 東京証券取引所 (14. 5. 8) 大阪証券取引所 (14. 5. 9) | | 名古屋証券取引所 (16. 5.11) | |
| 計 | 2 機関 | - | 1 機関 | - |

(注1)()書は、検査着手日。

(注2)日興シティグループ証券は、検査着手時においては外証であったため、外証として計上している。

5 平成16検査事務年度に検査が終了した法人一覧

| 担当 | 区分 | 被検査法人 | 検査着手日 | 臨店終了日 | 検査結果通知日 | 勧告 | 同時検査 |
|-------------------|------------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|----|------|
| 委員会 | 国内 | 1 UFJつばき証券 | H16. 4. 19 | H16. 6. 24 | H17. 1. 7 | | |
| | | 1 楽天証券 | H16. 8. 25 | H16. 9. 17 | H16. 11. 9 | | |
| | | 2 カブドットコム証券 | H16. 8. 25 | H16. 9. 17 | H17. 1. 14 | | |
| | | 3 コスモ証券 | H16. 8. 26 | H16. 10. 1 | H16. 11. 25 | | |
| | | 4 みずほ証券(特別検査) | H16. 9. 1 | H16. 9. 28 | H16. 10. 22 | | |
| | | 5 ブルumberg・トレードブック・ジャパン証券 | H16. 10. 13 | H16. 10. 21 | H16. 11. 16 | | |
| | | 6 エンサイドドットコム証券 | H16. 10. 13 | H16. 10. 22 | H16. 11. 16 | | |
| | | 7 野村證券 | H16. 10. 18 | H16. 12. 17 | H17. 3. 30 | | |
| | | 8 みずほインベスターズ証券 | H17. 1. 26 | H17. 3. 7 | H17. 5. 31 | | |
| | | 9 みずほ証券 | H17. 1. 26 | H17. 3. 7 | H17. 3. 29 | | |
| | | 10 岡三証券 | H17. 4. 11 | H17. 5. 20 | H17. 6. 30 | | |
| | | 11 イー・トレード証券 | H17. 4. 13 | H17. 5. 18 | H17. 6. 27 | | |
| 12 しんきん証券 | H17. 5. 26 | H17. 6. 8 | H17. 6. 27 | | | | |
| | 外証 | 1 リーマン・ブラザーズ証券 | H16. 2. 18 | H16. 5. 21 | H16. 12. 20 | | |
| | | 2 キャンターフィッツジェラルド証券 | H16. 3. 25 | H16. 4. 20 | H16. 9. 10 | | |
| | | 3 ジェフリーズ証券 | H16. 6. 2 | H16. 6. 16 | H16. 8. 3 | | |
| | | 1 ドレスナー証券 | H16. 8. 25 | H16. 9. 17 | H16. 10. 20 | | |
| | | 2 バンクオブアメリカ証券 | H16. 8. 25 | H16. 9. 9 | H16. 9. 22 | | |
| | | 3 モルガン・スタンレー証券 | H16. 10. 18 | H16. 12. 1 | H17. 2. 3 | | |
| | | 4 フィデリティ証券 | H16. 10. 25 | H16. 11. 12 | H16. 11. 26 | | |
| | | 5 ゴールドマン・サックス証券 | H16. 11. 4 | H16. 12. 17 | H17. 3. 4 | | |
| | | 6 カナダ・ロイヤル・ドミニオン証券 | H16. 12. 8 | H16. 12. 17 | H17. 2. 4 | | |
| | | 7 イクシス証券 | H16. 12. 8 | H16. 12. 21 | H17. 6. 24 | | |
| | | 8 イー・ティー・インスティテューショナル証券 | H16. 12. 8 | H16. 12. 17 | H17. 2. 8 | | |
| | | 9 クレディ・アグリコル・インドスエズ証券 | H17. 1. 24 | H17. 2. 4 | H17. 6. 17 | | |
| 10 ビー・エヌ・ビー・パリバ証券 | H17. 3. 2 | H17. 3. 25 | H17. 5. 13 | | | | |
| 11 アール・ビー・エス証券 | H17. 3. 9 | H17. 3. 23 | H17. 4. 18 | | | | |
| 12 ブルデンシャル証券 | H17. 5. 30 | H17. 6. 1 | H17. 6. 14 | | | | |
| | 登金 | 1 三井住友銀行 | H16. 5. 12 | H16. 10. 12 | H16. 12. 1 | | |
| | | 2 シティバンク・エヌ・エイ/東京支店(特別検査) | H16. 5. 18 | H16. 6. 28 | H16. 9. 14 | | |
| | | 1 香港上海銀行/東京支店(特別検査) | H16. 9. 29 | H16. 10. 7 | H16. 11. 8 | | |
| | | 2 東京三菱銀行 | H17. 1. 24 | H17. 2. 22 | H17. 4. 27 | | |
| | | 3 みずほ銀行 | H17. 1. 26 | H17. 2. 18 | H17. 3. 30 | | |
| | | 4 みずほコーポレート銀行 | H17. 1. 26 | H17. 2. 15 | H17. 3. 28 | | |
| | | 5 りそな銀行 | H17. 3. 2 | H17. 3. 23 | H17. 4. 27 | | |
| | | 6 中央三井信託銀行 | H17. 5. 18 | H17. 6. 3 | H17. 6. 21 | | |
| 自主 | 1 名古屋証券取引所 | H16. 5. 11 | H16. 5. 28 | H16. 7. 1 | | | |

(注1) 区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「自主」は自主規制機関である。

(注2) 斜字体数字は、平成15事務年度に検査に着手した法人である。

(注3) 勧告欄の は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

(注4) 同時検査欄の は、金融庁検査局との同時検査を行ったものである。

| 担当 | 区分 | | 被 検 査 法 人 | 検査着手日 | 臨店終了日 | 検査結果 通 知 日 | 勧告 | 同時 検査 |
|-----|-----------------|-----------|------------------|-----------|-----------|---------------|----|----------|
| 関 東 | 国内 | 1 | 中央証券 | H15. 8.26 | H15. 9.19 | H16.11.16 | | |
| | | 2 | 丸福証券 | H15. 9.25 | H15.10.17 | H16. 9. 9 | | |
| | | 3 | 立花証券 | H15.11.11 | H15.12.12 | H16.11.18 | | |
| | | 4 | 十字屋証券(特別検査) | H15.11.12 | H15.12.12 | H16.10. 8 | | |
| | | 5 | 水戸証券 | H16. 2. 4 | H16. 3. 9 | H17. 1.19 | | |
| | | 6 | 日本アジア証券 | H16. 2.12 | H16. 5. 6 | H16. 8.25 | | |
| | | 7 | 黒川木徳証券(特別検査) | H16. 2.23 | H16. 3. 2 | H16. 7.16 | | |
| | | 8 | 藍澤証券 | H16. 3.23 | H16. 4.23 | H17. 2.23 | | |
| | | 9 | ジェット証券 | H16. 5.26 | H16. 6. 2 | H16. 7.15 | | |
| | | 10 | セブンキャピタル証券 | H16. 6. 9 | H16. 6.14 | H16. 7.15 | | |
| | | 11 | ブリヴェチュリーヒ証券 | H16. 6. 9 | H16. 6.11 | H16. 7.14 | | |
| | | 12 | 三木証券 | H16. 6. 9 | H16. 7.23 | H16.12.20 | | |
| | | 13 | 三晃証券 | H16. 6.14 | H16. 6.25 | H16.12.15 | | |
| | | 1 | 損保ジャパンDC証券 | H16. 7.21 | H16. 7.26 | H16. 8.11 | | |
| | | 2 | リテラ・クレア証券 | H16. 8.26 | H16. 9.17 | H16.11.15 | | |
| | | 3 | ビー・ビー・エイ証券 | H16. 8.26 | H16. 8.31 | H16. 9.29 | | |
| | | 4 | アルプス証券 | H16. 8.26 | H16. 9.14 | H16.10.28 | | |
| | | 5 | 東武証券 | H16. 8.26 | H16. 9.10 | H16.10. 6 | | |
| | | 6 | 新潟証券 | H16. 8.26 | H16. 9.14 | H16.12.22 | | |
| | | 7 | 三栄証券 | H16. 8.26 | H16. 9.14 | H16.10.27 | | |
| | | 8 | トレイダーズ証券 | H16. 8.30 | H16. 9. 8 | H16.10.13 | | |
| | | 9 | 三菱東京ウェルスマネジメント証券 | H16. 8.30 | H16. 9. 3 | H16.10. 5 | | |
| | | 10 | エル・ビー・エル日本証券 | H16. 9. 8 | H16. 9.14 | H16.11.10 | | |
| | | 11 | いちよし証券 | H16.10. 5 | H16.12. 3 | H17. 6. 3 | | |
| | | 12 | 多摩証券 | H16.10. 5 | H16.10.15 | H16.11.12 | | |
| | | 13 | スターツ証券 | H16.10. 5 | H16.10.12 | H16.11. 4 | | |
| | | 14 | 金十証券 | H16.10.13 | H16.11. 2 | H16.12. 3 | | |
| | | 15 | 丸大証券 | H16.10.19 | H16.11. 9 | H17. 2. 2 | | |
| | | 16 | 丸國証券 | H16.10.20 | H16.11. 9 | H17. 2. 3 | | |
| | | 17 | 室清証券 | H16.10.20 | H16.11.10 | H16.12. 8 | | |
| | | 18 | そしあす証券 | H16.10.26 | H16.11.24 | H17. 3.17 | | |
| | | 19 | AIP証券 | H16.11. 1 | H16.11. 9 | H16.12. 8 | | |
| | | 20 | エアーズシー証券 | H16.11. 1 | H16.11. 9 | H16.12. 8 | | |
| | | 21 | 山二証券 | H16.11.26 | H16.12. 9 | H17. 1.26 | | |
| | | 22 | ジーク証券 | H16.11.29 | H16.12. 9 | H17. 3.25 | | |
| | | 23 | ニュース証券 | H16.11.29 | H16.12. 9 | H17. 3. 3 | | |
| | | 24 | 富岡証券 | H16.11.30 | H16.12. 9 | H16.12.27 | | |
| | | 25 | 武甲証券 | H16.11.30 | H16.12. 9 | H17. 1.28 | | |
| | | 26 | シーイー・エーエム証券 | H16.12. 1 | H16.12. 7 | H16.12.24 | | |
| | | 27 | 大成証券 | H17. 1.19 | H17. 1.31 | H17. 2.22 | | |
| | | 28 | のぞみ証券 | H17. 1.19 | H17. 2. 8 | H17. 3. 4 | | |
| | | 29 | 中原証券 | H17. 1.19 | H17. 2. 8 | H17. 3. 4 | | |
| 30 | アイ・キャピタル証券 | H17. 1.19 | H17. 1.25 | H17. 2.17 | | | | |
| 31 | ジェービック証券 | H17. 1.19 | H17. 1.27 | H17. 2.22 | | | | |
| 32 | ワールド日栄フロンティア証券 | H17. 1.20 | H17. 3. 8 | H17. 6.23 | | | | |
| 33 | バトナム・インベストメンツ証券 | H17. 1.24 | H17. 1.31 | H17. 2.18 | | | | |
| 34 | 極東証券 | H17. 2.16 | H17. 3.11 | H17. 6.10 | | | | |
| 35 | 宇都宮証券 | H17. 2.17 | H17. 3. 2 | H17. 3.24 | | | | |
| 36 | ナショナル・オーストラリア証券 | H17. 2.17 | H17. 2.25 | H17. 3.18 | | | | |
| 37 | 明和証券 | H17. 2.23 | H17. 3.18 | H17. 6. 3 | | | | |
| 38 | 白木証券 | H17. 3. 1 | H17. 3.11 | H17. 4.19 | | | | |
| 39 | 日本ファースト証券 | H17. 3.10 | H17. 3.25 | H17. 6. 3 | | | | |
| 40 | ひまわり証券 | H17. 3.14 | H17. 3.25 | H17. 6.21 | | | | |
| 41 | オリエント証券 | H17. 4. 7 | H17. 4.27 | H17. 6.16 | | | | |
| 42 | インタースイストラスト証券 | H17. 4.14 | H17. 4.20 | H17. 6.23 | | | | |

| 担当 | 区分 | 被検査法人 | 検査着手日 | 臨店終了日 | 検査結果 通知日 | 勧告 | 同時 検査 |
|-----|----|-----------------------|-------------|-------------|-------------|----|----------|
| | | 43 大和証券練馬支店 | H17. 4. 14 | H17. 4. 27 | H17. 5. 26 | | |
| | | 44 新光証券甲府支店 | H17. 4. 14 | H17. 4. 27 | H17. 6. 2 | | |
| | | 45 日興コーディアル証券大宮支店 | H17. 4. 14 | H17. 4. 27 | H17. 6. 30 | | |
| | | 46 赤木屋証券 | H17. 5. 19 | H17. 6. 2 | H17. 6. 20 | | |
| | 資金 | 1 千葉銀行 | H16. 6. 9 | H16. 6. 22 | H16. 7. 29 | | |
| | | 2 東京スター銀行 | H16. 6. 9 | H16. 6. 18 | H16. 7. 16 | | |
| | | 1 関東つくば銀行 | H16. 7. 15 | H16. 7. 30 | H16. 9. 17 | | |
| | | 2 東和銀行 | H16. 7. 15 | H16. 7. 27 | H16. 10. 13 | | |
| | | 3 八千代銀行 | H16. 7. 15 | H16. 7. 27 | H16. 10. 6 | | |
| | | 4 茨城銀行 | H16. 7. 15 | H16. 7. 27 | H16. 9. 16 | | |
| 近畿 | 国内 | 1 タイコム証券 | H16. 2. 26 | H16. 3. 9 | H16. 11. 10 | | |
| | | 2 篠山証券 | H16. 4. 6 | H16. 4. 16 | H17. 2. 22 | | |
| | | 3 神崎証券 | H16. 5. 25 | H16. 6. 4 | H16. 8. 25 | | |
| | | 4 ポートサテライト証券 | H16. 5. 25 | H16. 6. 8 | H16. 10. 15 | | |
| | | 1 内藤証券 | H16. 8. 24 | H16. 9. 22 | H17. 6. 30 | | |
| | | 2 丸近証券 | H16. 8. 30 | H16. 9. 14 | H16. 11. 11 | | |
| | | 3 西村証券 | H16. 10. 5 | H16. 10. 22 | H17. 2. 21 | | |
| | | 4 永和証券 | H16. 10. 5 | H16. 10. 22 | H17. 6. 21 | | |
| | | 5 高木証券 | H16. 11. 16 | H16. 12. 13 | H17. 6. 21 | | |
| | | 6 日本電子証券 | H16. 11. 17 | H16. 11. 30 | H17. 3. 24 | | |
| | | 7 大塚証券 | H17. 1. 12 | H17. 1. 28 | H17. 6. 29 | | |
| | | 8 光証券 | H17. 2. 22 | H17. 3. 11 | H17. 6. 7 | | |
| | | 9 西脇証券 | H17. 5. 24 | H17. 6. 3 | H17. 6. 29 | | |
| | | 10 S M B C フレンド証券八尾支店 | H17. 5. 24 | H17. 6. 3 | H17. 6. 29 | | |
| | 資金 | 1 近畿大阪銀行 | H16. 7. 12 | H16. 7. 27 | H16. 9. 1 | | |
| | | 2 池田銀行 | H17. 3. 7 | H17. 3. 15 | H17. 5. 18 | | |
| 北海道 | 国内 | 1 野村證券函館支店 | H16. 8. 30 | H16. 9. 10 | H16. 10. 19 | | |
| | | 2 みずほインベスターズ証券札幌支店 | H16. 11. 29 | H16. 12. 10 | H17. 2. 4 | | |
| | | 3 大和証券釧路支店 | H17. 5. 23 | H17. 6. 3 | H17. 6. 24 | | |
| | 資金 | 1 札幌信用金庫 | H16. 9. 21 | H16. 10. 1 | H16. 11. 25 | | |
| | | 2 北洋銀行 | H17. 2. 14 | H17. 2. 25 | H17. 3. 23 | | |
| 東北 | 国内 | 1 大和証券盛岡支店 | H16. 8. 31 | H16. 9. 10 | H16. 10. 5 | | |
| | | 2 日興コーディアル証券山形支店 | H17. 2. 22 | H17. 3. 4 | H17. 4. 7 | | |
| | | 3 大和証券郡山支店 | H17. 3. 14 | H17. 3. 25 | H17. 4. 7 | | |
| | | 4 大北証券 | H17. 4. 12 | H17. 4. 27 | H17. 6. 13 | | |
| | | 5 U F J つばき証券盛岡支店 | H17. 5. 24 | H17. 6. 3 | H17. 6. 22 | | |
| | 資金 | 1 岩手銀行 | H16. 11. 24 | H16. 12. 3 | H16. 12. 21 | | |
| 東海 | 国内 | 1 大万証券 | H16. 8. 23 | H16. 9. 9 | H16. 10. 22 | | |
| | | 2 豊証券 | H16. 9. 28 | H16. 10. 22 | H17. 2. 18 | | |
| | | 3 大石証券 | H16. 11. 16 | H16. 11. 30 | H17. 6. 29 | | |
| | | 4 トヨタファイナンシャルサービス証券 | H16. 11. 24 | H16. 12. 3 | H16. 12. 22 | | |
| | | 5 アーク証券 | H17. 1. 11 | H17. 2. 4 | H17. 4. 8 | | |
| | | 6 丸八証券 | H17. 2. 24 | H17. 4. 15 | H17. 6. 21 | | |
| | | 7 東海東京証券一宮支店 | H17. 6. 9 | H17. 6. 21 | H17. 6. 27 | | |
| | 資金 | 1 大垣共立銀行 | H16. 7. 15 | H16. 7. 22 | H16. 8. 19 | | |
| | | 2 岐阜信用金庫 | H17. 3. 17 | H17. 3. 28 | H17. 5. 31 | | |
| 北陸 | 国内 | 1 石動証券 | H16. 11. 25 | H16. 12. 9 | H17. 2. 10 | | |
| | | 2 島大証券 | H17. 1. 18 | H17. 2. 1 | H17. 3. 28 | | |
| | | 3 三菱証券金沢支店 | H17. 2. 14 | H17. 2. 25 | H17. 4. 13 | | |
| | | 4 今村証券 | H17. 3. 9 | H17. 3. 25 | H17. 5. 13 | | |
| | | 5 益茂証券 | H17. 5. 16 | H17. 5. 31 | H17. 6. 21 | | |
| | 資金 | 1 福井信用金庫 | H16. 9. 30 | H16. 10. 7 | H16. 11. 18 | | |
| 中国 | 国内 | 1 八幡証券 | H16. 5. 17 | H16. 6. 30 | H16. 9. 24 | | |
| | | 1 北田証券 | H16. 11. 30 | H16. 12. 15 | H17. 1. 31 | | |
| | | 2 大山日ノ丸証券 | H17. 3. 14 | H17. 4. 8 | H17. 6. 21 | | |
| | | 3 東海東京証券広島支店 | H17. 4. 11 | H17. 4. 22 | H17. 6. 16 | | |

| 担当 | 区分 | 被検査法人 | 検査着手日 | 臨店終了日 | 検査結果 通知日 | 勧告 | 同時 検査 |
|-----|----|-----------------------|-------------|-------------|-------------|----|----------|
| | 登金 | 1 山口銀行 | H17. 1. 13 | H17. 2. 18 | H17. 5. 10 | | |
| | | 2 西京銀行 | H17. 2. 24 | H17. 4. 1 | H17. 6. 21 | | |
| 四 国 | 国内 | 1 二浪証券 | H16. 6. 1 | H16. 6. 23 | H16. 9. 22 | | |
| | | 1 香川証券 | H16. 10. 19 | H16. 11. 10 | H16. 12. 17 | | |
| | | 2 岡三証券松山支店 | H16. 11. 17 | H17. 4. 11 | H17. 4. 15 | | |
| | | 3 阿波証券 | H17. 1. 12 | H17. 2. 25 | H17. 3. 8 | | |
| | | 4 東海東京証券高知支店 | H17. 3. 9 | H17. 3. 25 | H17. 6. 2 | | |
| | | 5 徳島合同証券 | H17. 5. 30 | H17. 6. 20 | H17. 6. 30 | | |
| | 登金 | 1 高知銀行 | H16. 8. 31 | H16. 9. 10 | H16. 10. 4 | | |
| | | 2 伊予銀行 | H17. 5. 10 | H17. 5. 19 | H17. 6. 6 | | |
| 九 州 | 国内 | 1 日興コーディアル証券宮崎支店 | H16. 8. 26 | H16. 9. 8 | H16. 10. 20 | | |
| | | 2 新光証券鹿児島支店 | H16. 11. 29 | H16. 12. 10 | H17. 2. 9 | | |
| | | 3 大和証券大分支店 | H17. 2. 14 | H17. 2. 25 | H17. 4. 14 | | |
| | | 4 日興コーディアル証券鹿児島支店 | H17. 3. 14 | H17. 3. 25 | H17. 4. 14 | | |
| | 登金 | 1 肥後銀行 | H16. 9. 30 | H16. 10. 8 | H17. 2. 9 | | |
| 福 岡 | 国内 | 1 飯塚中川証券 | H16. 9. 21 | H16. 10. 13 | H17. 2. 23 | | |
| | | 2 三菱証券長崎支店 | H16. 11. 24 | H16. 12. 7 | H17. 2. 21 | | |
| | | 3 前田証券 | H17. 1. 11 | H17. 2. 8 | H17. 4. 12 | | |
| | | 4 新光証券北九州支店 | H17. 3. 2 | H17. 3. 15 | H17. 5. 13 | | |
| | | 5 S M B C フレンド証券久留米支店 | H17. 3. 23 | H17. 4. 6 | H17. 6. 13 | | |
| | 登金 | 1 佐賀銀行 | H17. 5. 18 | H17. 6. 8 | H17. 6. 28 | | |
| 沖 縄 | 国内 | 1 ユナイテッドワールド証券 | H16. 11. 9 | H17. 1. 27 | H17. 3. 4 | | |

(注1) 区分欄の「国内」は国内証券会社、「登金」は登録金融機関である。

(注2) 斜字体数字は、平成15検査事務年度に検査を着手した法人である。

(注3) 勧告欄の は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

(注4) 同時検査欄の は、財務局等理財部(財務部検査課)との同時検査を行ったものである。

2 - 3 勧告実施状況

1 勧告実施件数一覧表

| 区 分 | 12年7月 ～ 13年6月 | 13年7月 ～ 14年6月 | 14年7月 ～ 15年6月 | 15年7月 ～ 16年6月 | 16年7月 ～ 17年6月 |
|------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 勧 告 件 数 | 34 | 26 | 30 | 26 | 17 |
| 検 査 結 果 に 基 づ く 勧 告 | 33 | 25 | 30 | 25 | 17 |
| 監視委員会の行った 検査に基づく勧告 | 11 | 6 | 11 | 9 | 5 |
| 財務局長等の行った 検査に基づく勧告 | 22 | 19 | 19 | 16 | 12 |
| 犯 則 事 件 の 調 査 に 基 づ く 勧 告 | 1 | 1 | - | 2 | 1 |

(注) 平成15・平成16検査事務年度の勧告には、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったものが含まれているので、勧告合計と内訳は一致しない。

2 勧告件数（法令違反等の内容別）

（単位：件）

| 法令違反等の内容 | 勧告対象の別 | 12年7月 | 13年7月 | 14年7月 | 15年7月 | 16年7月 | 合 計 |
|--|--------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| | | ～ 13年6月 | ～ 14年6月 | ～ 15年6月 | ～ 16年6月 | ～ 17年6月 | |
| 向い呑み及び呑み行為 | 会社及び役員 | 1 | | | | 1 | 2 |
| | 会社のみ | | | | | | |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 取引報告書の不交付又は虚偽記載 | 会社及び役員 | | | | | | |
| | 会社のみ | 1 | | | | | 1 |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 取引一任勘定取引契約の締結 | 会社及び役員 | 2 | 2 | 2 | 1 | 4 | 11 |
| | 会社のみ | | | | 1 | | 1 |
| | 役員のみ | 11 | 13 | 12 | 8 | 4 | 48 |
| 委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為 | 会社及び役員 | | | | | | |
| | 会社のみ | 1 | | | | | 1 |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 有価証券の売買等に関する虚偽又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 | 会社及び役員 | 3 | | | 1 | 3 | 7 |
| | 会社のみ | 5 | 3 | 1 | | | 9 |
| | 役員のみ | 1 | 1 | | | | 2 |
| 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 | 会社及び役員 | 2 | 1 | | | | 3 |
| | 会社のみ | 4 | | 2 | 1 | | 7 |
| | 役員のみ | | | | 1 | | 1 |
| 作為的相場形成 | 会社及び役員 | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 12 |
| | 会社のみ | | | 2 | 2 | | 4 |
| | 役員のみ | 2 | | 1 | | | 3 |
| 職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買及び投機的利益追及 | 会社及び役員 | | | | | | |
| | 会社のみ | | | | | | |
| | 役員のみ | 5 | 8 | 7 | 2 | 1 | 23 |
| 法人関係情報を提供した勧誘 | 会社及び役員 | | | | 1 | | 1 |
| | 会社のみ | | | | | | |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 損失補てん等 | 会社及び役員 | 1 | | | | | 1 |
| | 会社のみ | 1 | | | 1 | | 2 |
| | 役員のみ | 1 | 2 | | | | 3 |
| 適合性原則違反 | 会社及び役員 | | | | | | |
| | 会社のみ | | | | 1 | | 1 |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 法人関係情報に係る不正取引の防止上十分な有価証券の売買に関する管理の状況 | 会社及び役員 | | | | 1 | | 1 |
| | 会社のみ | 1 | 1 | | 2 | | 4 |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 投資信託受益証券の乗換勧誘に際し、重要な事項について説明を行っていない状況 | 会社及び役員 | | | | | 2 | 2 |
| | 会社のみ | | | | | | |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知 | 会社及び役員 | | | | | | |
| | 会社のみ | | | 1 | | | 1 |
| | 役員のみ | | | | | | |

| 法令違反等の内容 | 勧告対象の別 | 12年7月 ～ 13年6月 | 13年7月 ～ 14年6月 | 14年7月 ～ 15年6月 | 15年7月 ～ 16年6月 | 16年7月 ～ 17年6月 | 合 計 |
|--------------------------|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----|
| 引受有価証券の親法人等への売却を行う行為 | 会社及び役員 | | | | | | |
| | 会社のみ | 1 | | | | | 1 |
| 親法人等との非公開情報の授受 | 役員のみ | | | | | | |
| | 会社及び役員 | | | 1 | | | 1 |
| 外務員の職務に関する著しく不適当な行為 | 会社のみ | | | | | | |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 信用の供与の条件として有価証券の売買等をする行為 | 会社及び役員 | | | | | | |
| | 会社のみ | | | | | 1 | 1 |
| 仮装取引及び馴合い取引 | 役員のみ | 3 | 1 | 2 | 2 | | 8 |
| | 会社及び役員 | | | | 1 | | 1 |
| 政令の定めるところに違反した空売り | 会社のみ | | | | 1 | 1 | 2 |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 一定の配当等の表示を行う行為 | 会社及び役員 | | 1 | | | | 1 |
| | 会社のみ | 1 | | | | | 1 |
| 検査を忌避する行為 | 役員のみ | | | | | | |
| | 会社及び役員 | | | | | | |
| 本人確認を行わない行為 | 会社のみ | | | | | | |
| | 役員のみ | | | | | | |
| 自主規制業務の不備 | 会社及び役員 | | | | | 1 | 1 |
| | 会社のみ | | | | | | |
| 合 計 | 役員のみ | | | | | | |
| | 会社及び役員 | 13 | 6 | 7 | 7 | 13 | 46 |
| | 会社のみ | 14 | 6 | 7 | 13 | 2 | 42 |
| | 役員のみ | 23 | 25 | 22 | 13 | 5 | 88 |

(注) 1. 1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。

2. 上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。

3 勧告事案の概要一覧表

(凡例) 印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。

印は、会社が勧告の対象となったもの。

・印は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄中段の(検査)とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。(調査)とは、犯則事件の調査結果に基づき勧告を行ったもの。

区分欄下段の表示は、検査を実施した財務局等の略称(表示のないものは、監視委員会の検査)。

一連番号欄に を付したのものについては、補足説明資料を添付。

(平成16年7月～平成17年6月)

| 一連番号 | 勧告実施年月日(区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|------|-----------------|--|--|
| 1 | 16.9.10 (検査) | <p>向い呑み行為</p> <p>キャンターフィッツジェラルド ショウケン カイシャ リミテッド日本国債部長、同部営業員ほか6名は、その業務に関し、多数回にわたり、多数の顧客から受託した有価証券の売買の委託注文について、自己が相手方となって取引を成立させた。</p> | <p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底及び再発防止策を策定すること ・法令違反行為について責任の所在を明確化すること ・上記の対応状況を書面で報告すること <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国債部長 職務停止3週間 ・同部営業員 職務停止2週間 |
| 2 | 16.9.14 (検査) | <p>有価証券の私募の取扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>シティバンク、エヌ・エイ丸の内支店営業第2部ヴァイスプレジデント2名は、その業務に関し、平成15年6月4日、同年7月4日及び同年8月28日、複数の顧客に対し、それぞれ、仕組債の私募の取扱いに関し、当該債券の商品性が適切に記載されていない勧誘資料を交付等することにより、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。</p> <p>信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為</p> <p>丸の内支店は、プライベートバンク</p> | <p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理体制の充実・強化 ・再発防止策の策定・実施及び責任の所在の明確化 ・法令遵守体制の充実・強化 ・適正な投資勧誘の履行を確保するための体制についての抜本的見直しとその構築(広告等審査体制の充実・強化を含む) ・上記にかかる改善計画を提出し、直ちに実行すること ・3ヶ月毎に計画等の進捗・実施及び改善状況を報告すること |

| 一連 番号 | 勧告実施 年 月 日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|----------|--------------------------|--|---|
| 2 つづき | | <p>ング業務において、平成15年4月、特定の顧客に対して、仕組債の取得の申込みの勧誘と当該債券の取得代金等の融資の提案を併せて行い、当該融資の条件として当該債券を取得させることにより、信用の供与の条件として私募の取扱いを行った。</p> | <p>役職員（外務員）に対する処分 ・丸の内支店営業第2部ヴァイスプレジデント2名 職務停止3週間</p> |
| 3 | 16.10.8 (検査) (関東) | <p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為</p> <p>十字屋証券(株)第二ディーリングチームシニア・ディーラーは、その業務に関し、平成15年3月から同年9月にかけて、複数の上場銘柄の株券について、当該銘柄の株価を自己に有利に動かすことを意図して、成行又は高い指値の買付けにより当該銘柄の株価を引き上げ、更にその後最良気配又はこれを下回る価格で買付けを注文する、一連の売買取引を行った。</p> | <p>会社に対する処分 業務停止命令 ・株券に係る自己売買業務の停止15日間</p> <p>業務改善命令 <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理体制の充実・強化等を図るとともに責任の所在の明確化を図ること ・売買管理体制の充実・強化等「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること ・研修等により全職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること ・上記の対応状況を書面で報告し、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること </p> <p>役職員（外務員）に対する処分 ・職務停止9週間</p> |
| 4 | 16.10.15 (検査) (近畿) | <p>・取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>ポートサテライト証券(株)東京支店営業員は、平成15年3月24日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年3月25日から同16年5月24日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数217回)</p> | <p>役職員（外務員）に対する処分 ・職務停止3週間</p> |

| 一連 番号 | 勧告実施 年月日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|----------|--------------------------|---|---|
| 5 | 16.11.16 (検査) (関東) | <p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>中央証券株式会社本店営業部副部長は、その業務に関し、平成15年1月24日及び同年3月5日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年1月24日から同年8月22日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数322回)</p> <p>上記1名のほか1名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約を締結しており、証券会社が行ったこれらの契約の締結行為は、上記法令違反に該当する。</p> <p>有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>本店営業企画部長(当時)、成田支店長(当時)及び東信支店長(当時)は、その業務に関し、平成13年8月31日から同15年3月12日までの間、複数の銘柄の株式につき、多数の顧客に対して買付勧誘を行うに際し、株主になると配当金や株主優待を享受できることを強調した広告において一定額の配当金を将来に亘って毎年受け取れるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。</p> | <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 本店営業部の株券の売買に係る受託業務の停止2日間 <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること 広告審査体制の充実・強化を図ること 法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること 研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 本店営業部副部長 職務停止4週間 本店営業企画部長 職務停止3週間 成田支店長 職務停止3週間 東信支店長 職務停止3週間 |
| 6 | 16.11.25 (検査) | <p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>コスモ証券(株)名古屋支店営業員(当時)は、平成14年1月25日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年1月28日から同年6月7日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数49回)</p> | <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務停止2週間 |

| 一連 番号 | 勧告実施 年月日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|----------|--------------------------|--|---|
| 7 | 16.12.22 (検査) (関東) | <p>有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為</p> <p>新潟証券㈱代表取締役社長ほか1名は、その業務に関し、平成元年1月から同16年8月にかけて、割引金融債の取引に関し、多数の顧客に対し、実際には取得させる意思がないにもかかわらず、割引金融債を取得させる旨を述べ、また、取得させた事実がないにもかかわらず、虚偽の内容の取引報告書及び有価証券預り証を交付することにより虚偽の表示を行った。</p> | <p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 全店舗におけるすべての証券業に関する業務の停止1ヶ月 <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資者保護の観点から顧客に対し適切な対応をとること 責任の所在の明確化及び責任ある経営体制を確立すること 取締役会、監査役会等における牽制機能や内部管理体制の充実・強化を図るとともに、外部監査を含む適正な監査体制を構築するなど、法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること 全店全業務の停止期間中も利用しつつ、研修等を実施するなど、全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること 上記についてその対応状況を書面で報告すること、また、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務員の登録取消し |
| 8 | 17.1.7 (調査) (検査) | <p>馴合い売買</p> <p>ユーエフジェイつばさ証券㈱は、平成13年6月4日から同月20日までの間、東京証券取引所において、前後12取引日にわたり、株式会社キャッツ株券合計35万5000株について、当該証券会社のする売付け又は買付けと同時期に、それと同価格において、他人が同株式を買い付け又は売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付け又は買付けをし、もって、同株券について馴れ合いの売買を行った。</p> | <p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己の計算による株券の売買業務の停止10日間 <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止策の策定 内部管理体制の充実・強化及び売買監視体制の充実・強化 役職員の法令遵守意識の徹底・研修の実施及び責任の所在の明確化 上記の対応状況を書面で報告すること |

| 一連 番号 | 勧告実施 年 月 日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|----------|-------------------------|--|---|
| 8 つづき | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引一任勘定取引の契約の締結をする行為 <p>大阪支店営業部 証券投資課証券投資コンサルタントは、平成13年7月下旬から同年11月下旬にかけて、複数の顧客との間で、株券等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年7月26日から同16年2月26日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数344回)</p> | <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務停止4週間 |
| 9 | 17.2.23 (検査) (福岡) | <p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>飯塚中川証券㈱取締役は、その業務に関し、平成11年6月16日及び同15年6月19日、複数の顧客との間で、株券等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年6月17日から同16年9月15日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数912回)</p> | <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本店営業部の業務のうち、株券及び債券の売買に係る受託業務の停止1日間 <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守に係る経営姿勢及び取締役の果たすべき役割を明確にすること ・ 内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること ・ 法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること ・ 研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること ・ 社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること ・ 上記についてその対応状況を書面で報告すること、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務停止14週間 |

| 一連 番号 | 勧告実施 年月日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|----------|-------------------------|---|---|
| 10 | 17.2.23 (検査) (関東) | <p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為</p> <p>藍澤証券(株)ディーリング部ディーラーは、平成15年4月から同年10月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、他の市場参加者からの注文を誘うことにより、当該銘柄の株価を自己に有利に動かすことを意図して、約定させる意思のない一連の指値の買付注文を行った。</p> <p>実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為</p> <p>三島支店支店長(当時)及び同支店営業課課長代理(当時)は、平成14年7月から同年8月にかけて、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券について、顧客が当該銘柄の株価を引き上げようとする意図を察知し、高指値の買付注文等により、一連の有価証券の売買取引を行っていることを認識しながら、当該一連の買付注文等を受託、執行した。</p> | <p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の計算による株券の売買業務の停止10日間 ・ 三島支店の業務のうち株券の売りに係る受託業務の停止5日間 <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理体制の充実・強化等を図るとともに責任の所在の明確化を図ること ・ 法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること ・ 全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること <p>役職員(外務員)に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディーリング部ディーラー職務停止8週間 ・ 三島支店長(当時)職務停止9週間 ・ 三島支店営業課課長代理(当時)職務停止6週間 |
| 11 | 17.6.3 (検査) (関東) | <p>「投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当する業務を営む行為</p> <p>いちよし証券(株)常務取締役ほか1名は、その業務に関し、営業員に対し適切な指導を行っていないことにより、営業員が繰上償還を迎える投資信託受益証券の乗換え勧誘をする場合において、当該乗換えに関する重要な事項である償還乗換優遇制度について顧客に対し説明を行わない状況を作り出し、かつ、当該説明の状況についての社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないことにより、投資信託受益証券の乗換</p> | <p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること ・ 法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること ・ 全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること |

| 一連 番号 | 勧告実施 年月日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|-----------|-------------------------|--|---|
| 11 つづき | | えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況のまま業務を営んでいた。 | 役職員（外務員）に対する処分 ・職務停止 2 週間 |
| 12 | 17.6.3 (検査) (関東) | 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 明和證券(株)小山支店長（当時）は、その業務に関し、平成14年12月初め、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年12月3日から同15年9月18日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数195回） | 会社に対する処分 業務停止命令 ・小山支店の業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止 4 日間 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在及び法令遵守に係る経営姿勢の明確化を図ること ・法令違反行為の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること ・全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること 役職員（外務員）に対する処分 未定 |
| 13 | 17.6.16 (検査) (関東) | ・証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 オリエン特証券(株)第二営業部営業員は、平成14年10月11日から同17年4月25日までの間、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。（売買回数332回） | 役職員（外務員）に対する処分 ・職務停止 8 週間 |
| 14 | 17.6.17 (検査) | 有価証券の売買又は委託の取次ぎにおいて本人確認を行わない行為及び本人確認記録を作成しない行為 クレディ アグリコル インドスエス セキュリティズ（ジャパン） リミテッド取締役ほか1名は、平成15年2月26日から同17年1月21日までの間、その業務に関し、複数の法人顧客につき、当該法人顧客若しくは当該取引の任に当たる自然人に係る必要な本人確認を行うことなく、又は、本人確認記録を作成することなく、取引口座を開設した。 | 会社に対する処分 是正命令 ・当該違反行為の是正 ・責任の所在の明確化 ・役職員の法令遵守意識の徹底 ・本人確認及び本人確認記録の作成の徹底を含む顧客管理体制の構築とその実効性の確保 ・上記の対応状況を書面で報告すること 役職員（外務員）に対する処分 ・職務停止 2 週間 |

| 一連 番号 | 勧告実施 年月日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|----------|-------------------------|---|--|
| 15 | 17.6.21 (検査) (東海) | <p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>丸八証券㈱常務執行役員法人部長(当時)は、その業務に関し、平成15年10月29日及び同16年1月初旬、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年10月31日から同17年2月23日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数226回)</p> <p>本店営業部部长は、その業務に関し、平成15年10月初旬、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年10月3日から同16年7月22日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数50回)</p> <p>本店営業部次長は、その業務に関し、平成16年6月29日から同年7月29日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年6月29日から同年7月14日までの間、同年7月27日及び同年7月30日から同年8月5日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数218回)</p> <p>本店営業部課長は、その業務に関し、平成13年6月下旬及び同16年7月29日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年9月12日から同17年3月7日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数188回)</p> | <p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全店における業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止2日間 ・本店営業部における業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止2日間 <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に係る経営姿勢を明確にすること ・内部管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること ・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定すること ・全役職員に対する「法令遵守の徹底」に係る研修を実施すること ・社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること <p>役職員(外務員)に対する処分 未定</p> |

| 一連 番号 | 勧告実施 年 月 日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|-----------|-----------------------|---|----------|
| 15 つづき | | <p>本店営業部課長は、その業務に関し、平成16年4月頃、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年4月26日から同年7月9日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数74回)</p> <p>西尾支店次長は、その業務に関し、平成16年7月頃、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年7月26日から同年7月27日までの間及び同年8月2日、取引を受託、執行した。(売買回数42回)</p> <p>蒲郡支店次長は、その業務に関し、平成16年1月8日から同年7月28日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年1月8日から同年8月6日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数114回)</p> <p>蒲郡支店次長は、その業務に関し、平成16年7月8日から同年7月28日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年7月8日から同年8月5日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数78回)</p> <p>上記8名ほか7名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約を締結しており、証券会社が行ったこれらの契約の締結行為は、上記法令違反に該当する。</p> | |

| 一連 番号 | 勧告実施 年月日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|----------|-------------------------|---|---|
| 16 | 17.6.21 (検査) (近畿) | <ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 <p>永和証券㈱東京支店営業2課歩合外務員は、平成15年7月頃から同年8月頃にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年7月22日から同16年5月31日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数537回)</p> | 役職員(外務員)に対する処分 未定 |
| 17 | 17.6.23 (検査) (関東) | <p>「投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当する業務を営む行為</p> <p>ワールド日栄フロンティア証券㈱取締役営業本部長及び専務取締役(当時)は、その業務に関し、営業員に対し適切な指導を行っていないことにより、営業員が繰上償還を迎える投資信託受益証券の乗換え勧誘をする場合において、当該乗換えに関する重要な事項である償還乗換優遇制度について顧客に対し説明を行わない状況となっており、かつ、当該説明の状況についての社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を有効に機能させていないことにより、投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況のまま業務を営んでいた。</p> | <p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること 法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること 全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること <p>役職員(外務員)に対する処分 未定</p> |

勧告事案の概要一覧表 補足説明

シティバンク、エヌ・エイ東京支店に係る勧告資料

(勧告事案の概要一覧表 一連番号 2)

1. 有価証券の私募の取扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当該登録金融機関丸の内支店においては、個々の顧客の投資意向に応じて各種条件が付されて発行される仕組債の私募の取扱いを行っているが、当該私募の取扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為として、次のような事例が認められた。

(事例 1)

同支店営業第 2 部ヴァイスプレジデント A は、2 名の顧客に対し、平成 15 年 6 月 4 日及び同年 8 月 28 日、仕組債を勧誘する際に、勧誘資料の交付等により、流動性に乏しく償還前に一定の価格程度で途中売却することが困難であるにもかかわらず、何時でも一定の価格程度で途中売却することが可能であるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。

(事例 2)

同支店営業第 2 部ヴァイスプレジデント B は、1 名の顧客に対し、平成 15 年 7 月 4 日、仕組債を勧誘する際に、勧誘資料の交付等により、為替レートの変動により元本が毀損する可能性や利息が受け取れなくなる可能性があるにもかかわらず、元本が毀損せず確実に利息が受け取れるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。

2. 信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為

当該登録金融機関丸の内支店においては、信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為として、次のような事例が認められた。

(事例)

同支店営業第1部営業員は、平成15年4月、海外投資資金の融資を希望する顧客に対し、仕組債の取得の申込みの勧誘と当該仕組債の取得代金に充てるための融資額の増額の提案を併せて行い、当該融資の条件として仕組債を取得させた。

十字屋証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表 一連番号3）

本件は、4銘柄の株式について、株価を意図的に引き上げ、当社の計算により取得したポジションを当社に有利な価格で売り抜けて売買益を獲得するため、おおむね以下のような売買取引手法を使って、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引を行った。

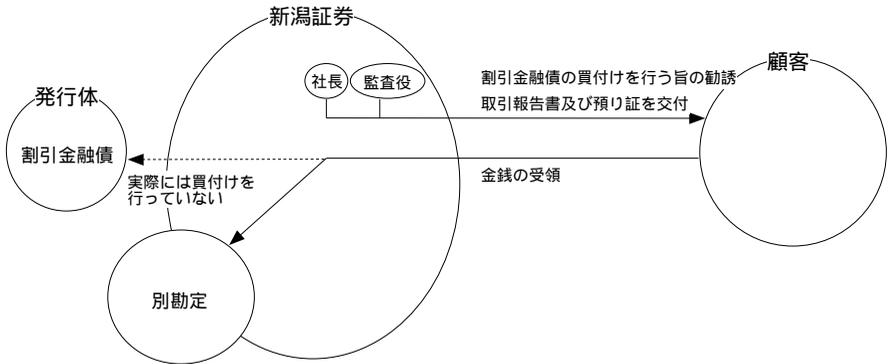
成行又は直近約定価格を上回る指値の買い注文による買上り買付けを行う。

により株価を引き上げた後、その時点での買い注文の最良気配の価格及びそれを下回る価格にまとまった数量の買い注文を出す。

他の市場参加者から、当該最良気配を上回る価格に買い注文が出てきたら、取得したポジションを順次売り抜けていく。

取得したポジションの売抜けが完了したら、の買い注文のうち約定していないものを取り消す。

新潟証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表 一連番号7）



2 - 4 建議実施状況

1 建議実施件数一覧表

(単位: 件)

| 区 分 | 4～10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 合 計 |
|-----------------|--------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 検査結果に基づく建議 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| 犯則事件調査の結果に基づく建議 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |

2 建議案件の概要一覧表

(17年6月末現在)

| 建 議 年月日 | 建 議 の 内 容 | 措 置 の 状 況 |
|------------|--|--|
| 6. 6. 14 | 重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。 | 日本証券業協会は、登録審査に関し、証券会社と公認会計士等との十分な連携、審査項目の見直し、申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。 |
| 9. 12. 24 | 大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。 | 各証券取引所では、株券の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。 |
| 11. 12. 21 | 日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。 | 大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。 |
| 12. 3. 24 | 証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。 | 金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。 |

| 建 議 年月日 | 建 議 の 内 容 | 措 置 の 状 況 |
|------------|--|--|
| 15.4.22 | <p>証券会社の検査を行った結果、発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。</p> | <p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。</p> |
| 15.6.30 | <p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じるよう建議した。</p> | <p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客が空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p> |

| 建 議 年月日 | 建 議 の 内 容 | 措 置 の 状 況 |
|------------|--|---|
| 15.12.16 | 証券会社の検査を行った結果、証券会社が、自社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、このアナリストは、その契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、この発行体に係る株券について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前にこの株券の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるための措置を講じるよう建議した。 | 金融庁は、日本証券業協会に対しアナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制の構築について周知・指導の徹底を要請し、これを受け日本証券業協会は「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。 |

2 - 5 取引審査実施状況

(単位：件)

| 区 分 | 12年 7 月 | 13年 7 月 | 14年 7 月 | 15年 7 月 | 16年 7 月 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | ~ 13年 6 月 | ~ 14年 6 月 | ~ 15年 6 月 | ~ 16年 6 月 | ~ 17年 6 月 |
| 価格形成に関するもの | 62 | 112 | 147 | 154 | 153 |
| 内部者取引に関するもの | 190 | 249 | 495 | 500 | 506 |
| そ の 他 | 13 | 31 | 42 | 33 | 15 |
| 合 計 | 265 | 392 | 684 | 687 | 674 |
| (委員会) | 144 | 270 | 429 | 382 | 367 |
| (財務局等) | 121 | 122 | 255 | 305 | 307 |

3 自主規制機関の活動実績

3 - 1 日本証券業協会の活動状況

1 監査の実施状況

会員

(単位：社)

| 区 分 | 12年4月 ～ 13年3月 | 13年4月 ～ 14年3月 | 14年4月 ～ 15年3月 | 15年4月 ～ 16年3月 | 16年4月 ～ 17年3月 |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 国内証券会社 | 70 | 89 | 88 | 90 | 79 |
| 外国証券会社 | 20 | 14 | 21 | 14 | 16 |
| 合 計 | 90 | 103 | 109 | 104 | 95 |

(注) 上記のうち、16年9月以降29社(国内証券会社 24社、外国証券会社 5社)について、証券取引所と新合同検査(複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法)を行った。

(新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当協会と他の機関の新合同検査件数は一致しない。)

特別会員

(単位：機関)

| 区 分 | 12年4月 ～ 13年3月 | 13年4月 ～ 14年3月 | 14年4月 ～ 15年3月 | 15年4月 ～ 16年3月 | 16年4月 ～ 17年3月 |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 都市銀行等 | 9 | 7 | 11 | 8 | 8 |
| 地方銀行 | 21 | 20 | 22 | 22 | 19 |
| 第二地銀協地銀 | 17 | 17 | 18 | 18 | 14 |
| 信用金庫等 | 10 | 13 | 12 | 13 | 12 |
| 生命保険会社 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| 損害保険会社 | 6 | 5 | 4 | 5 | 5 |
| そ の 他 | 3 | 3 | 3 | 1 | 0 |
| 合 計 | 71 | 70 | 75 | 72 | 62 |

(注) 「都市銀行等」とは都市銀行、長期信用銀行等、信託銀行及び政府系・系統金融機関、「信用金庫等」とは信用金庫及び信金中央金庫、「その他」とは短資会社、外国銀行及び証券金融会社等である。

2 売買審査の実施状況

(単位：銘柄)

| 区 分 | 12年 4月 ～ 13年 3月 | 13年 4月 ～ 14年 3月 | 14年 4月 ～ 15年 3月 | 15年 4月 ～ 16年 3月 | 16年 4月 ～ 17年 3月 |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 |
| | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 |
| 価格形成に関するもの | 2,608 | 2,627 | 2,603 | 4,162 | 5,412 |
| | 18 | 3 | 1 | 61 | 94 |
| 内部者取引に関するもの | 1,886 | 2,132 | 3,134 | 3,071 | 2,992 |
| | 25 | 20 | 30 | 45 | 76 |
| その他の観点 | 19 | 12 | 7 | 0 | 0 |
| | 19 | 12 | 7 | 0 | 0 |
| 合 計 | 4,513 | 4,771 | 5,744 | 7,233 | 8,404 |
| | 62 | 35 | 38 | 106 | 107 |

(注1)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、更に詳細な審査を要した銘柄をいう。

(注2)上記のうち、16年4月～17年3月の審査件数には、(株)ジャスダック証券取引所が行った件数も含まれる(日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月3日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所としての市場開設業務を開始した。)

3 - 2 証券取引所の活動状況

1 検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：社）

| 区 分 | | 12年4月 ～ 13年3月 | 13年4月 ～ 14年3月 | 14年4月 ～ 15年3月 | 15年4月 ～ 16年3月 | 16年4月 ～ 17年3月 |
|----------------------------|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 総 合 引 参 加 者 | 国内証券会社 | 35 | 41 | 36 | 39 | 39 |
| | 外国証券会社 | 10 | 9 | 8 | 7 | 9 |
| 国債先物等取引参加者 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 45 | 50 | 44 | 46 | 48 |

（注1）上記の計数は終了件数。

（注2）上記のうち、16年9月以降26社（国内証券会社 21社、外国証券会社 5社）について、日本証券業協会等と新合同検査（複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。

（新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の新合同検査件数は一致しない。）

（大阪証券取引所）

（単位：社）

| 区 分 | | 12年4月 ～ 13年3月 | 13年4月 ～ 14年3月 | 14年4月 ～ 15年3月 | 15年4月 ～ 16年3月 | 16年4月 ～ 17年3月 |
|--------|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 国内証券会社 | | 15 | 11 | 16 | 11 | 19 |
| 外国証券会社 | | 0 | 0 | 1 | 5 | 5 |
| 合 計 | | 15 | 11 | 17 | 16 | 24 |

（注1）上記の計数は終了件数。

（注2）上記のうち、16年9月以降19社（国内証券会社 15社、外国証券会社 4社）について、日本証券業協会等と新合同検査（複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。

（新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の新合同検査件数は一致しない。）

2 売買審査の実施状況

(東京証券取引所)

(単位：件数)

| 区 分 | 12年 4月 ~ 13年 3月 | 13年 4月 ~ 14年 3月 | 14年 4月 ~ 15年 3月 | 15年 4月 ~ 16年 3月 | 16年 4月 ~ 17年 3月 |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 調査件数 | 調査件数 | 調査件数 | 調査件数 | 調査件数 |
| | 審査件数 | 審査件数 | 審査件数 | 審査件数 | 審査件数 |
| 価格形成に関するもの | 862 | 1,250 | 1,496 | 2,994 | 2,337 |
| | 116 | 86 | 70 | 44 | 53 |
| 内部者取引に関するもの | 3,788 | 4,941 | 5,058 | 9,344 | 11,668 |
| | 299 | 246 | 183 | 200 | 266 |
| その他の観点 | 29 | 40 | 68 | 145 | 277 |
| | 5 | 5 | 12 | 16 | 11 |
| 合 計 | 4,679 | 6,231 | 6,622 | 12,483 | 14,282 |
| | 420 | 337 | 265 | 260 | 330 |

(大阪証券取引所)

(単位：銘柄)

| 区 分 | 12年 4月 ~ 13年 3月 | 13年 4月 ~ 14年 3月 | 14年 4月 ~ 15年 3月 | 15年 4月 ~ 16年 3月 | 16年 4月 ~ 17年 3月 |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 |
| | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 |
| 価格形成に関するもの | 1,119 | 874 | 896 | 2,164 | 2,125 |
| | 8 | 6 | 13 | 11 | 5 |
| 内部者取引に関するもの | 1,342 | 1,213 | 1,796 | 2,196 | 2,007 |
| | 5 | 8 | 14 | 10 | 16 |
| その他の観点 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 2,461 | 2,087 | 2,692 | 4,360 | 4,132 |
| | 13 | 14 | 27 | 21 | 21 |

(注)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

3 - 3 金融先物取引業協会の活動状況

監査の実施状況

(単位：社)

| 区 分 | 12年4月 ～ 13年3月 | 13年4月 ～ 14年3月 | 14年4月 ～ 15年3月 | 15年4月 ～ 16年3月 | 16年4月 ～ 17年3月 |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 銀 行 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 証 券 会 社 | 7 | 11 | 9 | 10 | 9 |
| 短 資 会 社 | 0 | - | - | - | - |
| そ の 他 | 5 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 合 計 | 15 | 14 | 14 | 12 | 11 |

(注)「短資会社等」とは、短資会社及び外国為替仲介業者であり、「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

3 - 4 東京金融先物取引所の活動状況

考査実施状況

(単位：社)

| 区 分 | 12年4月 ～ 13年3月 | 13年4月 ～ 14年3月 | 14年4月 ～ 15年3月 | 15年4月 ～ 16年3月 | 16年4月 ～ 17年3月 |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 銀 行 | 9 | 4 | 5 | 2 | 5 |
| 証 券 会 社 | 7 | 10 | 5 | 7 | 15 |
| 短 資 会 社 | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | 16 | 14 | 10 | 10 | 20 |

(注1)「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

(注2)「証券会社」の「16年4月～17年3月」期には、証拠金の分別管理状況に係わる書類考査先、8社を含む。

【参考】

| | | | | | |
|-----------------|-----|----|----|----|----|
| 取引所会員数 (年度末) | 111 | 94 | 86 | 67 | 68 |
|-----------------|-----|----|----|----|----|

基本的考え方

- 新体制の発足にあたって -

<監視委員会の使命>

監視委員会の使命は、

- ・取引の公正の確保を図り
- ・市場に対する投資者の信頼を保持する

ことである。

<目標>

新体制においても、引き続き

個人投資家の保護に全力を尽くす

ことを最大の目標とする。

<基本方針>

この目標を達成するための監視委員会の基本方針は、以下のとおり。

- ・市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃
相場操縦やインサイダー取引など、投資者を欺き、証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を図る。例えば、いわゆる仕手筋等による大規模な相場操縦等の徹底摘発を図る。
- ・市場仲介者の法令違反行為の摘発
投資者の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、市場仲介者の法令違反行為の徹底摘発を図る。
- ・有価証券発行体の虚偽の開示等の摘発
有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載等、投資者を欺き、自らの資金調達を不正に有利に行おうとする発行体の徹底摘発を図る。

<重点事項>

この基本方針を着実に実施していく上で、監視委員会として当面重点をおく活動を示すと、以下のとおり。

・課徴金調査の的確な実施

17年4月以降インサイダー取引等の不正取引及び有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載に対する課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与される。監視委員会としては、課徴金調査のための体制整備に努め、当該調査を的確に実施する。

・検査一元化への的確な対応

17年7月以降金融庁から監視委員会への検査権限委任の範囲が拡大される。監視委員会としては、そのための体制整備に努め、新たに付与される検査権限を的確に行使し、効率的で深度ある検査を実施する。

・新商品等市場の新たな動きへの対応

近年様々な仕組みのオプション取引等、個人投資家にとって容易には理解しにくい商品が個人投資家にも大量に売られている。こうした新商品や新たな取引形態の出現、さらにはIT化の進展など市場における新たな動向の中で、不正な取引が発生していないか、市場仲介者に不正な勧誘等がないか等、機動的に調査・検査を行う。

また、外国為替証拠金取引の検査権限が監視委員会に付与された際には、的確に対応する。

・クロスボーダー取引への対応

金融取引のグローバル化やIT化が進展する中、我が国の市場において、海外の投資ファンド等の非居住者が関与する形で法令違反の疑いのある取引が行われる例があるが、監視委員会として、こうした取引の実態解明に積極的に取り組むとともに、外国当局とこれまで以上に緊密に連携をとることにより、適切に対処していく。

・人員の増強

基本方針を着実に実施するためには、引き続き、人員の増強が必要であり、関係当局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努める。

・監視委員会のプレゼンスの向上

監視委員会の存在自体が、不正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会のプレゼンスの向上を図るとともに、投資者の監視委員会に対する信頼ひいては証券市場に対する信頼が一層向上するように努める。そのため、摘発実績をあげるとともに、監視委員会のホームページや講演会等を通じて、監視委員会の活動状況をより多くの方々に理解していただくよう努める。

証券検査に関する基本指針

検査の基本事項

1．検査の目的

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）の検査は、監視委員会が、検査対象先（次の「2．検査対象先」に掲げる者。）の法令の遵守状況等を検証するとともに、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、内閣総理大臣（金融庁長官）に対し検査対象先等に対する適切な措置、施策等を求めることにより、公益又は投資者等の保護を図ることを目的とするものである。

2．検査対象先

証券会社（証券取引法第59条第1項、第194条の6第2項第1号及び同条第3項）

登録金融機関（証券取引法第65条の2第10項、第194条の6第2項第2号及び同条第3項）

証券仲介業者（証券取引法第66条の20、第194条の6第2項第3号及び同条第3項）

証券業協会（証券取引法第79条の14、第194条の6第2項第4号及び同条第3項）

投資者保護基金（証券取引法第79条の77、第194条の6第3項）

証券取引所（証券取引法第151条、第194条の6第2項第5号及び同条第3項）

外国証券取引所（証券取引法第155条の9、第194条の6第2項第6号及び同条第3項）

証券取引所持株会社（証券取引法第106条の27、第194条の6第3

項)

証券取引清算機関(証券取引法第156条の15、第194条の6第3項)

証券金融会社(証券取引法第156条の34、第194条の6第3項)

外国証券会社(外国証券業者に関する法律第31条第1項、第42条第2項及び第3項)

許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第31条第3項、第42条第2項及び第3項)

金融先物取引所(金融先物取引法第52条第1項、第145条第2項第1号及び同条第3項)

金融先物取引所持株会社(金融先物取引法第34条の48第1項、第145条第3項)

外国金融先物取引所(金融先物取引法第55条の10第1項、第145条第2項第2号及び同条第3項)

金融先物取引業者(金融先物取引法第85条第1項、第145条第2項第3号及び同条第3項)

金融先物取引業協会(金融先物取引法第113条第1項、第145条第2項第4号及び同条第3項)

金融先物清算機関(金融先物取引法第131条第1項、第145条第3項)

投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第39条第1項、第225条第2項第1号及び同条第3項)

受託会社(投資信託及び投資法人に関する法律第39条第1項、第225条第2項第1号及び同条第3項)

投資信託協会(投資信託及び投資法人に関する法律第55条第1項、第225条第2項第2号及び同条第3項)

投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第213条第2項、第225条第3項)

投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条第1項、第51条の2第2項及び第3項）

証券投資顧問業協会（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第46条第1項、第51条の2第3項）

特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第150条の4、第229条第2項第1号及び同条第3項）

特定目的会社（資産の流動化に関する法律第156条第1項、第229条第3項）

特定目的信託の原委任者（資産の流動化に関する法律第225条第1項、第229条第2項第2号及び同条第3項）

保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律第8条第1項、第41条の2第2項）

振替機関（社債等の振替に関する法律第20条第1項、第308条第2項）

登録機関（社債等登録法第10条、第9条第3項）

その他、上記 から までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）により監視委員会に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

イ．証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者又は金融先物取引業者（本人確認法第8条、第13条第3項及び第4項第1号）

ロ．登録金融機関（本人確認法第8条、第13条第3項及び第4項第2号）

ハ．証券金融会社、保管振替機関又は振替機関（本人確認法第8条、

第13条第3項及び第5項)

(注)()書きは、検査権限及び監視委員会への委任規定である。

3. 検査官の心構え

イ. 検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

ロ. 検査官は、常に品位と信用を保持するように努めなければならない。

ハ. 検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

ニ. 検査官は、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

ホ. 検査官は、検査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4. 関係部局との連携

検査を実施するに当たっては、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、監視委員会と財務局等（財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は財務局等相互間において検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

また、金融庁検査・監督部局（財務局等にあつては理財部又は財務部。）との連携を図るものとする。

5. 自主規制機関との情報交換等

イ. 証券業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図る

ことで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。

□．自主規制機関による調査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

検査実施の手続等

1．検査の基本方針及び基本計画の策定

監視委員会は、毎検査事務年度の当初に検査基本方針及び検査基本計画を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、次の事項に留意し、策定した検査基本方針及び検査基本計画を公表するものとする。

- イ．証券市場をめぐる環境の変化等への的確な対応
- ．検査要員、日程、予算等についての十分な配慮

2．検査の方式

検査は、次の方式によるものとする。

一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、前回検査の結果、検査対象先に関する情報及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

3．検査予告

監視委員会及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。

4 . 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、検査着手日の前日とする。

5 . 検査実施の留意事項

検査証票等の提示

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。

検査マニュアルの取扱い

検査官は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関、投資信託委託業者、投資法人及び投資顧問業者の検査においては、検査マニュアルを参考として行うものとする。

ただし、検査マニュアルは、あくまで検査を行う際の参考となるべき事項を例示したものであることから、各項目を機械的、画一的

に検査することのないよう留意するものとする。

ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

事実及び経緯の記録

検査官は、帳簿その他の証書類を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先責任者等から事実関係の確認を得るものとする。

なお、主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めるものとする。

業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令に抵触するかどうかの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとする。

問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になった時は、直ちに証券検査官室長（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

6. 検査資料の徴求

既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則としてコンプライアンス部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した資料は、その取扱いに十分注意するとともに、原則として、検査終了時までには返却するものとする。

7. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、監視委員会及び財務局等による適切な検査の実施を確

保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の2通りの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

意見聴取

イ．実施者

実施者は、監視委員会においては総務検査課長又は証券検査官室長、財務局等においては証券取引等監視官（必要に応じ証券検査官室長）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

意見受付

イ．意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ．提出先

提出先は、監視委員会の検査においては証券検査官室長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査官室長あてに提出することもできる。

八．受付期間

検査着手日から検査結果通知書交付日までとする。

処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

8．講評等

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。

主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の点について、当該検査の講評を行うものとする。

イ．検査で認められた事実のうち、法令違反や内部管理等の業務運営上の問題又は経営管理上の問題（以下「法令違反事項等」という。）を伝達する。

ロ．上記イ．のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

講評の際の出席者

イ．当局

原則として、主任検査官のほか検査官1名以上とする。

ロ．検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。

9. 意見申出制度

意見申出制度は、監視委員会及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続きの透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査着手日及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

意見申出制度の概要

意見申出書の提出等

イ．検査官と検査対象先との間に意見相違が明らかになった事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、監視委員会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

ロ．意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ．意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合

わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書を提出した上で意見申出書の返却を求める。

審理手続等

イ．意見申出事項は、監視委員会事務局（証券検査官室以外の課室）が作成した審理結果（案）に基づいて委員会において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

10．検査結果の通知

検査の結果については、監視委員会委員長名（財務局等にあつては局長名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

11．検査結果等の公表

検査結果の公表

監視委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者等の保護に資するため、監視委員会の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、ホームページ上で公表するものとする。

イ．勧告に至った事案について、検査結果通知後、直ちに公表する。

この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。

ロ．勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、

適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。

八．監視委員会が行った検査事務の処理状況について、1か年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、検査着手から検査終了までの間、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

施行日

本指針は、平成17年7月14日以降を検査基準日とする検査から実施する。